

第一百九十三回 參議院總務委員會會議錄第五号

(第二部)

八八

國百九十三回 參議院総務委員会会議録 第五号

〔異議なし」と呼ぶ者あり）
○委員長（横山信一君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（横山信一君） 平成二十九年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、公債等調整委員会を除く総務省所管を議題といたします。

審査を委嘱されました予算につきましては既に説明を聽取しておりますので、これより質疑に入ります。

○那谷屋正義君 質疑のある方は順次御発言願います。

○那谷屋正義君 民進党・新緑風会の那谷屋でございます。おはようございます。

今日は、今委員長からお話をありましたように、予算の委嘱ということで質疑をさせていただきたいと思います。

○那谷屋正義君 那谷屋でございます。

今日は順次御発言願います。

○那谷屋正義君 民進党・新緑風会の那谷屋でございます。

今日は、今委員長からお話をありましたように、予算の委嘱ということで質疑をさせていただきたいと思います。

○那谷屋正義君 おはようございます。

今日は順次御発言願います。

○那谷屋正義君 民進党・新緑風会の那谷屋でございます。

今日は順次御発言願います。

で間違ひございませんか。

○国務大臣（高市早苗君） 私でござります。

○那谷屋正義君 これはちょっと若干プライバシーに関わるかも知れませんが、高市大臣の戸籍名は山本早苗でよろしいでしょうか。

○国務大臣（高市早苗君） はい、山本早苗でござります。

○那谷屋正義君 この支部の二〇一二年、平成二

十四年分の收支報告書によると、高市大臣の戸籍名である山本早苗氏に対し、寄附として二〇一二年十一月二十日に一千円、そして同じ年の十二月十七日に二百二十万円の計千二百二十万円の記載がござりますけれども、これは支部から高市大臣、高市議員へ寄附されたということで間違ないでしようか。

○國務大臣（高市早苗君） 間違ひございません。

○那谷屋正義君 また、この收支報告書による

こと、約一週間後の十二月二十五日、高市大臣から

この支部へ一千万円を寄附されていることで間違ないでしようか。

○國務大臣（高市早苗君） 間違ひございません。

○那谷屋正義君 はい、事実でございま

す。

○國務大臣（高市早苗君） また、大臣はこの二月から三月に奈良税務署長

に対して所得税の還付を請求したとのことであり

ますけれども、この二月から三月に奈良税務署長

に対する所得税の還付を請求したとのことであり

ますけれども、これは間違ひございませんでしょ

うか。

○國務大臣（高市早苗君） 政党支部で、その政党

支部に対する私からの寄附に関する寄附控除書類

を添付して提出をしているはずでござります。

○那谷屋正義君 済みません、ちょっと今のよく

分からなかつたんですけど、要するに、所得税の

還付を請求するのは御自身だと思うんですけど

も、それが政党支部が、ごめんなさい、よく分か

りませんでした。もう一回。

○國務大臣（高市早苗君） 税務申告をするのは私

でござります。私から税理士にその年の領収書及

び政党支部への寄附をしたという支部からの書類

を付けてお送りし、税理士の方で精査をし、そし

て国税当局において判断をし、還付を受けている

と存じます。

○那谷屋正義君 ジャ、今還付を受けられたとい

うことでしたけれども、具体的にその額はお幾ら

だつたんでしようか。

○國務大臣（高市早苗君） ちょっと還付の額まで

は私分かりません。平成二十四年分の申告でござ

りますね。そのときの還付の額までは、今私は

持つておりません。

選挙費用の口座に、選挙費用の会計に入っている

んですが、党本部からの公認料全額を実際に選挙

費用として支出をしております。

一方、私から政党支部への寄附については、政

党支部の活動費として私の個人的な資金から寄附

をさせていただきました。

○那谷屋正義君 個人的なお金なのか選挙活動に

使ったお金なのかということについては、お金に

色が付いているわけじゃありませんので分かりま

せんけれども、今そのようにお答えをいただいた

ということでお確かめいただければというふうに思っています。

そして、高市大臣はこの支部へ一千万円を寄附

したということで、翌年の確定申告、確定申告と

いうと三月の十五日で今年も締切りのようでしょ

うか。

○國務大臣（高市早苗君） ますけれども、この二月から三月に奈良税務署長

に対する所得税の還付を請求したとのことであり

ますけれども、これは間違ひございませんでしょ

うか。

○國務大臣（高市早苗君） 政党支部で、その政党

支部に対する私からの寄附に関する寄附控除書類

を添付して提出をしているはずでござります。

○那谷屋正義君 済みません、ちょっと今のよく

分からなかつたんですけど、要するに、所得税の

還付を請求するのは御自身だと思うんですけど

も、それが政党支部が、ごめんなさい、よく分か

りませんでした。もう一回。

○國務大臣（高市早苗君） 税務申告をするのは私

でござります。私から税理士にその年の領収書及

び政党支部への寄附をしたという支部からの書類

を付けてお送りし、税理士の方で精査をし、そし

て国税当局において判断をし、還付を受けている

と存じます。

○那谷屋正義君 ジャ、今還付を受けられたとい

うことでしたけれども、具体的にその額はお幾ら

だつたんでしようか。

○國務大臣（高市早苗君） ちょっと還付の額まで

は私分かりません。平成二十四年分の申告でござ

りますね。そのときの還付の額までは、今私は

持つおりません。

○那谷屋正義君 還付が幾らあるかっていうの

は、結構個人的には大変興味というか非常に気に

する部分ではあるかなと思うんですが、今は覚え

ていらっしゃらないということですけれども、報

道等による、あるいは租税特別措置法によります

とその約三割ということで、実はこれ告発をされ

ているわけですけれども、二百九十九万九千四百

円の還付を受けられたというふうになっています

のでお確かめいただければというふうに思っています。

けれども、この二百九十九万が還付されるという

ことに対しても余り覚えていないのは、私に

とつてはそこもちょっと解せないところであります。

けれども、まあしかし、それはそういうことな

んでしよう。

また、報道によると、高市事務所の見解とし

て、支部の代表者が支部に寄附しても所得税の優

遇措置の対象になると承知していますと回答され

ているわけです。これ、告発された後回答され

おり、違法性はないとの認識を示されたわけです

けれども、それに大臣も同じようなお考えでしょ

うか。

○國務大臣（高市早苗君） そもそも、奈良地検に

市民の方、市民の方といつても奈良県の方じやな

いと報道に書いてありましたが、告発をされた方

がいらっしゃるということは、まず私は報道で知

りました。しかも、その告発をされたという日に

ある新聞社、夕刊紙でございますが、から連絡が

ありました、そのような事実があるのかどうかと

いうことを奈良事務所の会計責任者を通じて奈良

地方検察庁に問合せをしました。告発をされ

た、されたかどうかということそのものも一切外

部に対してもお答えできないと、当事者であつたと

してもお答えできないという話でございました。

また、その告発文というのも、当事者である

私たちの事務所もいたくことはできません。地

檢に確認しましても、それは出せないとということ

でございましたので、その告発の内容、委員のお

持ちの資料が何なのか分かりませんけれども、報

道記事なのかもりませんけれども、その内容を

私が詳細に承知しているわけではありません。

いて具体的に本人にもそれを開示しないというの

りたへるといふのです。

のかなということを思います。

卷之三

その上で、法律についてのお尋ねでございますが、まず、政治資金規正法では、公職の候補者を含め個人から政党支部への寄附は、上限規制はございませんけれども特段禁止されておりません。ま

は私もよくそれは知っています。私も幾つかそれをしてやったことがありますけれども、実際には見せてくれないんですね。受理するとかしないとかどういう、そういうふうな話だけですので。当然、ま

私が大臣に還付金が幾らだつたか御存じないといふのは不可解だと申し上げたのは、額の問題なんですよ、一つは、二百九十九万九千四百円といふ額、こういう額を還付されたということに対し

もう一つは、それをもつて還付金申請をすると
いう、このこと。寄附というのはやつても構わな
いと思いますよ。だけど、それをもつて、いわゆ
るその還付金をもらうがためのというふうにも疑

た、租税特別措置法でも、政党支部については政
党的一分子であり、その活動は当該公職の候補者
だけに及ぶものではないため、当該支部の代表者
が支部に寄附をしても所得税の特例措置の対象と
されていると承知をしています。ですから、報道
については承知をしてていますけれども、平成二十
四年度の処理については、政治資金規正法上又は

今後の方針が気になるところではあります。そこで、今租税特別措置法のお話をございましてけれども、租税特別措置法四十一條の十八、一項の中に、特別の利益が及ぶと認められたものを除くというふうに書いてあるわけですけれども、その意味を教えていただけたたらと思います。

て認識をされていないところが、これ相当多額だというふうに私は思います。

われてもおかしくないような状況になつてゐるこの状況。これは見方によつては脱法といいますか脱税というが、そこまで大きく言つちゃうと心外だと言われるかも知れないんであれなんですかども、断定しませんけれども、しかし、そういう疑いがあるということになるんではないかなといふうに思うんですけども。

種別指置法上何ら問題のあるものではなくて、法に基づいて適切に処理をしていると考えております。

○政府参考人(川嶋真吾) お咎め申し上げます
寄附者に特別の利益が及ぶと認められる場合とは、例えば議員が自己の後援会に対し行う寄

てなかなかあわなんですか。平成二十一年にも同じ手法でもつと多額のお金の還付を受けているという報道もありますけれども、それについては御

三つあるうちのその二つについてどのようにお考えですか。

先ほどその還付金額を何で覚えていないんだどう話でございましたけれども、例えば、私が幾ら還付を受けたということも、これは個人情報でございますから税務署が公表するものでもなく、また事前に何年分の還付金を調べてくれという御通告があれば調べることはできたかと思うんですけれども、そこは申し訳なかつたです。私は今手元に持つておりません。そのような寄附が所得税の特例措置を受けられるかどうかというのは国税当局の御判断だと思っております。私は、税理士が精査をして、国税当局が適切に判断された上で寄附金控除を受けているものと理解しております。

附、議員がお互いに相手方の後援会に対し寄附し合う場合のその寄附、さらには、政治献金の見返りとしてその組織の有する施設等を排他的に利用するような場合の寄附などが寄附者に特別の利益が及ぶと認められる場合に該当するものと考えております。

○那谷屋正義君 今の場合には、要するに、還付は受けられないということなんだと、控除は認められないこと、こうふうことですよね。

今、特別の利益がこの市長大臣の場合に当たるのか不当ならないのかということについてはなかなかかコメント難しいかと思いますが、一般的に見てどんなふうにお考えでしようか。

○國務大臣(高市早苗君) 平成二十五年、私が寄附した金額でござりますけれども、まず、平成二十五年三月十二日、三百万円を政党支部に寄附をしています。それから、その後、最後に私が政党支部に寄附をしたのが平成二十七年の一月二十七日付けで百四十六万千三百七十三円でございますが、これについては寄附金控除は受けておりませ
ん。

以上です。

○那谷屋正義君 ちょっとよく分からんんですけど、けれども、ただ、私、この一件聞いて三つ問題が僕の中には思つたんですね、疑問を感じたんで

ましたとおり、平成二十四年十一月二十日、自民党本部から政党支部に公認料が振り込まれております。同日、自民党支部から私への寄附が行われております。これは選挙費用としてでござります。それから、政党支部、自分が代表を務める政党支部に対して寄附をするということについてのお話でございますけれども、政党支部の活動といふのはそれぞれ政党によつて違うのかもしませんが、少なくとも自民党奈良県第二選挙区支部では、支部の領域内にある全ての市町村支部に対し、かなり手厚く交付を行つております。つまり、活動費の交付金を出しております、毎年でござい

そもそも、法律に基づいた行為であるにもかかわらず、こうして告発をなさり、そしてそれをマスコミ各社にも流された告発者の行為というのは、私は不当に公人のイメージを傷つけることを狙つたものだと考え、大変残念に、また悔しく思つております。

○政府参考人(川嶋真君) お答え申し上げます。
まず、個別にわたる事柄についての当局の考え方
などについてはお答えを差し控えさせて
いただきたいと思いますが、その上で一般的に当
局の立場を申し上げますと、国税当局といたしま
しては、個々の事実関係に基づきまして法令等に
照らして適正公平な課税の実現に努めていること
でございまして、今後とも努めてまいりたいと思
いますが、いかがお考えであります。

一つは、自分が支部の代表である支部へ寄附をするということが本当に寄附と言えるのかどうなのか。確かに、総支部というのは大臣個人のものだけではないというは私も知っていますけれども、しかし、一般的に見て、その代表者が高市議員、そして誰から受けたのかといつたら高市議員、同じ人から同じ人へいわゆる寄附をするという、そのことの意味がなかなか國民には理解できないんじゃないかな、これはやっぱり寄附と本当に言えるのかなという、そういう問題が一つある

私一人の活動に支部の職員が、私のための活動に支部の職員が割く時間というは本当に限られたものでございます。政党の中の一分子であるとしたのが政党支部でございますから、私は当該公職の候補者ということになりますけれども、私はだけその活動が及ぶものではないということは申し上げさせてください。そして、それですから、この支部の代表者が支部に寄附をしても所得なども各市町村支部で行われております。

税の特例措置の対象とされております。

事実、現実的に、この平成二十四年、大変支部の財政も厳しい状況でございました。政党から頂戴した公認料につきましては、選挙費用で全額使いました上に、それを超えて実は支出をいたしております。それから、私自身も相当この時期は経済的に厳しい時期でもありました。これは家族の病気の治療代も多額に上つておりましたし、大変厳しい中ではあつたけれども、支部のお金がほど底をついたという連絡がありましたので、本当にもうお金をかき集めて、もう自分なりにできる精いっぱいのお金を支部に入れたということです。これが一千万円、御指摘の一千万円でございます。

○那谷屋正義君 もう一つの疑問の、それをいわゆる還付金申請、確定申告のときに申請をすると

○国務大臣(高市早苗君) これも、どのような寄附が所得税の特例措置を受けることができるかと

いうことについては、まずは、私の税理士が私が送った領収書その他の資料の中から還付申請すべきもの、また経費として認められるものを選別して申告をしてくださいます。その上で、最終的には国税当局の判断によって、当該寄附が適切に判断された上で寄附金控除を受けているものと理解をしております。あくまでも法的に違法性はないということをございます。

○那谷屋正義君 今大臣言われたように、二〇一三年にも寄附はされていますけれども、その後はずつとされていないんですね、こういう形はやつてない。それはまた逆に言うとなぜなのかなといふふうにも思うんですけど、その辺はいかがですか。

○国務大臣(高市早苗君) まず、平成二十四年十一月まで私ども野党でございました。相当支部

に対する御寄附を得るのも厳しい状況の中でございましたし、また同時に、個人的な事情ではござ

いましたが、二十四年から二十五年にかけては親のがんの治療費など大変な支出が私にもあつた時期でございます。その後、与党になりました、割とこのときの寄附で大方私の預金の残高を使い果たしてしまったこともあります。その後、他のプライベートな支出もございましたので、できるだけます事務所で使うお金を節約することと、それからまた、

できるだけ事務所でも努力をして净资产を集めていたところなど非常に願いをしました。それでその後もどうしても足りないときがございましたので、以後、二十五年の一月ですか、先ほど申し上げました、そのときの選挙の後ですか寄附をいたしました。

以後は、特に総務大臣になつてからは、これは私自身の考え方でやつてることであります。特定

パートナーもずっと開いておりません。もう二年半以上開いておりませんので、相当支部の会計は火の車という状況でございますが、私自身もそれほど、大臣としてどうしても必要な自分でしなきゃいけない支出も多額に上つておりますので、支部の方からも今何とかお金を入れてくれという話にはなつてないということでござります。

ただ、今後も支部のお金が底をついてしまつた

場合には、何としても資金繰りをしなきゃいけないと思つております。ただ、その場合、違法行為

ではありませんが、還付の申請をするということ

はやめようと思います。もう今回のことで大変私

は傷つきましたし、こういったことを、合法行為であつても、どんどんどんどん告発をしてマスク

ミニ流したらそれでイメージを落とされるという

のであれば困ってしまいます。そういう意味で

は、私自身は今後自分の考え方としてはそういう

それは個人的にはそう思われるかもしれません

が、國民からすれば、自分たちの血税をそういう

ふうな、いとも簡単に三百万近くお金を還付され

るということがあつていいのかという、そういう

疑問があるわけですから、それに對して大臣はどう

いうお考えになるのか、もう一度、済みませ

的なそういう事情があつたということについては一定理解はしますが、一般的に合法かということをいえば、先ほど言われたように違法ではないと

いう、そういうふうなことなんだろうと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、国民が見て、まず同じ人間が同じ人間に寄附をするというそのものが、一体どうなつていったんだ、この仕組みはという、そこに疑問を持つというのはもう間違いないと思うんです、これ、金が尽きたからどうしても入れてくれという要請ができるだけ事務所でも努力をして净资产を集めていたところなど非常に願いをしました。それでその後もどうしても足りないときがございましたので、以後、二十五年の一月ですか、先ほど申し上げました、そのときの選挙の後ですか寄附をいたしました。

以後は、特に総務大臣になつてからは、これは私自身の考え方でやつてることであります。特定

パートナーもずっと開いておりません。もう二年半以上開いておりませんので、相当支部の会計は火

の車という状況でございますが、私自身もそれほど、大臣としてどうしても必要な自分でしなきゃ

いけない支出も多額に上つておりますので、支部

の方からも今何とかお金を入れてくれという話にはなつてないということでござります。

ただ、今後も支部のお金が底をついてしまつた

場合には、何としても資金繰りをしなきゃいけないと思つております。ただ、その場合、違法行為

ではありませんが、還付の申請をするということ

はやめようと思います。もう今回のことで大変私

は傷つきましたし、こういったことを、合法行為であつても、どんどんどんどん告発をしてマスク

ミニ流したらそれでイメージを落とされるという

のであれば困ってしまいます。そういう意味で

は、私自身は今後自分の考え方としてはそういう

それは個人的にはそう思われるかもしれません

が、國民からすれば、自分たちの血税をそういう

ふうな、いとも簡単に三百万近くお金を還付され

るということがあつていいのかという、そういう

疑問があるわけですから、それに對して大臣はどう

いうお考えになるのか、もう一度、済みませ

ん。

○国務大臣(高市早苗君) 私は違法行為をしたという意識を持っているわけではないですから、何かそれによって私が政黨支部への寄附をやめたと、いうことではございません。政黨支部の方からお金が尽きたからどうしても入れてくれという要請がある状態ではないということでございます。相手で使うお金を節約することと、それからまた、パートナーが開けない中で一生懸命歩いて小口の寄附などを集めてくれている、そういう状況でございます。

そして、以前に、数年前ですか、その還付についての報道があつたということでございます。御

党の議員も含めて何名かの名前が報道されていました

ということは承知をいたしておりますけれども、

パートナーが開けない中で一生懸命歩いて小口の寄附などを集めてくれている、そういう状況でござります。

そして、以前に、数年前ですか、その還付についての報道によつて私が寄附をやめたとか、そ

れから政治資金管理団体だつたり、そこに寄附を

したとするところは控除の対象にならない、これ

は御存じですよね。そうなつたときに、これを支

部に寄附をするということによつてその控除を受

けるということ、これは、かつてといふか、ちょ

うど二〇一二年前後に何人かの国會議議員が新聞等

でこういつことをしているよといふうこと、詐欺罪じゃない、脱税行為ぢやないのみたまない

感じで新聞をにぎわしたこと�이ございました。まさにそれに軌を一にするかのようにして大臣もそれから以降はやつていらつしやらないんですねけれども、いづれにしても、今やめられた、それ以降やめられたという理由がちょっと明らかじやない。

要するに、國民から見てもやつぱりそれつておかしいよねといふふうなところを少し感じたから

の、大臣が傷つけられたといふ云々は

それは個人的にはそう思われるかもしれません

が、國民からすれば、自分たちの血税をそういう

ふうな、いとも簡単に三百万近くお金を還付され

るということがあつていいのかという、そういう

疑問があるわけですから、それに對して大臣はどう

いうお考えになるのか、もう一度、済みませ

ん。

○国務大臣(高市早苗君) 私は違法行為をしたという意識を持っているわけではないですから、何かそれによって私が政黨支部への寄附をやめたと、いうことではございません。政黨支部の方からお金が尽きたからどうしても入れてくれという要請がある状態ではないということでございます。相手で使うお金を節約もしてくれているし、自分たちでも、特定のパートナーが開けない中で一生懸命歩いて小口の寄附などを集めてくれている、そういう状況でございます。

そして、以前に、数年前ですか、その還付についての報道によつて私が寄附をやめたとか、そ

れから政治資金管理団体だつたり、そこに寄附を

したとするところは控除の対象にならない、これ

は御存じですよね。そうなつたときに、これを支

部に寄附をするということによつてその控除を受

けるということ、これは、かつてといふか、ちょ

うど二〇一二年前後に何人かの国會議議員が新聞等

でこういつことをしているよといふふうなこと、詐欺罪じゃない、脱税行為ぢやないのみたまない

感じで新聞をにぎわしたこと�이ございました。まさにそれに軌を一にするかのようにして大臣もそれから以降はやつていらつしやらないんですねけれども、いづれにしても、今やめられた、それ以降やめられたという理由がちょっと明らかじやない。

要するに、國民から見てもやつぱりそれつておかしいよねといふふうなところを少し感じたから

の、大臣が傷つけられたといふ云々は

それは個人的にはそう思われるかもしれません

が、國民からすれば、自分たちの血税をそういう

ふうな、いとも簡単に三百万近くお金を還付され

るということがあつていいのかという、そういう

疑問があるわけですから、それに對して大臣はどう

いうお考えになるのか、もう一度、済みませ

ん。

○那谷屋正義君 もう一度お聞きします。

これは違法ではないので、それについて何ら、

何といふんだろう、後ろ髪を引かれるというか、

そういう思いはないと、そういう認識でございま

すか。

○国務大臣(高市早苗君) 違法ではないといふこと

ただ、今回のように、合法であると思われるこ

総務省の家計調査によりますと、二人以上の勤労者世帯の携帯電話料金、移動電話通信料は二〇一六年に年間十六万五千円に上つております。これを二〇〇六年と比較しますと、この十年間で約五万六千円増えているという現状でございます。これにインターネットの接続料などを加えますと、家計の負担は年間十九万七千円余りになつてございます。通信費が家計を徐々に圧迫していると、そういう実態が浮き彫りになつてきているのではないかといふふうに思つております。

この携帯電話料金の多くをスマートフォンの料金が占めていると思ひますけれども、総務省はこの家計調査の結果についてどう受け止めいらっしゃるのか、まずお伺いしたいと思います。

○政府参考人(富永昌彦君) 家計調査によりますと、二人以上の勤労者世帯における二〇一六年の移動電話利用料の負担額でございますが、委員御指摘のとおり、年間十六万五千二百八十九円となつております。二〇〇六年の十万九千二百三十円から約五万六千円増加していると承知しております。

この増加の主な原因といいたしましては、携帯電話の世帯当たり保有台数が増加したこと、それか

ら従来のフィーチャーフォンと比べて料金が高いスマートフォンの普及が急速に進展したことであると考えております。

○宮崎勝君 そういうことですけれども、それに對して、総務省としてはここ数年、このスマホの料金の低廉化に向けて様々な取組を行つてきましたと承知してございます。

まず、二〇一四年十一月にはSIMロック解除に関するガイドラインを改正し、それまでの事業者の自主的な取組という方法を改めて、原則として自らが販売した全ての端末についてSIMロック解除に応じるとの方針に変更いたしまして、このガイドラインは一五年五月以降に発売されていて端末から適用されていると聞いております。それから、一五年十二月には携帯電話事業者に

対してスマートフォンの料金負担の軽減の要請を行ひ、データ通信を余り利用しないライトユーザーや端末購入補助を受けない長期利用者などの料金負担の軽減、さらに、行き過ぎた端末販売の適正化を促したということです。

さらに、一六年三月には仮想移動体通信事業者、いわゆるMVNOに対するガイドラインを改正をして、このMVNOの参入を促して、競争の促進によって利用者利益の実現を図る方向というのを打ち出しております。

さらに、一六年四月にはスマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドラインというのを適用して、機種変更の場合などの端末購入補助の適正化というのを求めたというふうに承知をしてございます。

こうした累次のスマホの料金低廉化に向けた総務省としての取組を評価をするものでございます。

これらを昨年末に実施したというふうに聞いております。これに対しましてスマートフォン利

用者からは、端末代金が上昇し利用料金が引き下

げられない、あるいは単なる値上げにしかならない、あるいは、端末代金が実質値上げとなり通信料金が下がるという保証がない、まずは通信料金を値下げするよう指示してほしい、ゼロ円端末の

是正は二の次と、そういう厳しい意見も寄せられています。

総務省としては、こうした指針を通して、端末価格の値下げに充てていた費用をなるだけ通信料金の値下げの方に回してほしいと、そういう狙いで進めていらっしゃるのかと思いますけれども、

実際に通信料金が安くなっているのは、データ通信を大量に使う人とか、あるいは逆にデータ通信をほとんど使わない人など一部の利用者に限られているのではないか、その他多くの利用者はまだなかなか恩恵が及んでいないのではないかと、

そういう実態がうかがえるわけでございます。

それがこのパブコメのような不満につながっているのではないかといふふうに思われますけれども、これに対してもどのような御見解をお持ちで

発表いたしました二〇一七年携帯電話の利用料金に関する調査というのがござります。これによりますと、スマートフォンの月額料金は、大手三社のヨーザーが平均七千八百七十六円なのに対し、格安SIMヨーザーは平均二千九百五十七円、

スマートフォンヨーザーは平均三千七十一円となつております。

さらに、この月額料金について聞きますと、大手キャリアのヨーザーでは、とても高い、どちらかといえば高いという回答が八六%となつております。

まして、依然として料金に対する不満が大きいということがうかがえるという結果となつております。

また、総務省が二〇一六年、昨年の四月に大手三社に適用したスマートフォン端末の過剰値引きを制限する指針の改正に関しますパブリックコメント、これを昨年末に実施したというふうに聞いております。これに対しましてスマートフォン利

用者からは、端末代金が上昇し利用料金が引き下

げられない、あるいは単なる値上げにしかならない、あるいは、端末代金が実質値上げとなり通信料金が下がるという保証がない、まずは通信料金を値下げするよう指示してほしい、ゼロ円端末の

是正は二の次と、そういう厳しい意見も寄せられています。

総務省としては、こうした指針を通して、端末価格の値下げに充てていた費用をなるだけ通信料金の値下げの方に回してほしいと、そういう狙いで進めていらっしゃるのかと思いますけれども、

実際に通信料金が安くなっているのは、データ通信を大量に使う人とか、あるいは逆にデータ通信をほとんど使わない人など一部の利用者に限られているのではないか、その他多くの利用者はまだなかなか恩恵が及んでいないのではないかと、

そういう実態がうかがえるわけでございます。

それがこのパブコメのような不満につながっているのではないかといふふうに思われますけれども、これに対してもどのような御見解をお持ちで

お持ちでございます。

○宮崎勝君 一定の進展が見られるということでございます。

ただ、冒頭申し上げたとおり、家計調査を見ると、実際はまだ下がる傾向にはなつてないといふふうに承知してございます。

そこで、総務大臣にお伺いしたいと思いますけれども、総務省としては、今後のスマホ料金の低廉化に向けて、今も若干ございましたけれども、大手事業者とかMVNOを含めた競争の加速、あるいは利用者による通信サービスと端末の

選択ということを進めていく方向と聞いてございます。

そこで、料金引下げに向けました今後の具体的な取組方針につきまして、高市大臣の御所見を伺いたいと思います。

○國務大臣(高市早苗君) 今後のスマートフォンの通信料金の一層の低廉化に向けた具体的な取組として、今年の二月にはMVNOが大手携帯電話事業者に支払う接続料の適正化のための省令改正をいたしました。また、今年の一月にはSIMロック解除の期間短縮やスマートフォンの端末販売の更なる適正化に向けたガイドラインの改正を行いました。

て、利用者の皆様にとって一層分かりやすく納得感のある料金とサービスを実現してまいります。

○宮崎勝春 あいかわどりこころし咲。

引き続き、今後の経過を見ながら更にお願いが
あればしていきたいというふうに思つております
ので、よろしくお願いいたします。

次に、第五世代通信システム、いわゆる5Gの
実用化について質問をしたいと思います。

政府は世界最高水準のICT社会を実現するた
め5Gを二〇二〇年に世界に先駆けて実現する目
標で取り組んでいるというふうに承知してござい
ます。

この5Gは、皆さん御存じかと思いますけれども、現在の通信システムに比べて百倍速いプロードバンドサービスを提供できるとか、利用者がタグやIMUラグを意識せずにリアルタイムで遠隔地のロボットなどを操作できる。あるいはスマホ、パソコンを始め身の回りのあらゆる機器がネットに接続できる、こういった性能がございまして、あらゆるものがインターネットでつながるIoTの普及に不可欠な技術とされています。

総務省は、この5Gの研究開発を後押ししてきましたが、それどころか、来年度予算案ではこの5Gの総合実証試験のための予算約二十五億円を新規に計上しています。この実証実験は来年度から東京及び地方で実施する方針とのことです。そのため具体的な内容について御説明をいただきたいと思います。

システム、5Gでございますが、第三世代、第四世代の3G、4Gを発展させました。超高速だけでなく、身の回りの多数のものが同時にネットワークにつながる多接続、それから遠隔地にいてもロボット等の操作をスマートに行うことができる超低遅延といった特徴を持つ次世代の移動通信システムでございまして、我が国では二〇二〇年の実現を目指しております。

5Gが実現されることで、高度な自動運転の実現に寄与し、好きなときに好きな場所に出かけることができるような高度なモビリティー社会ですとか、災害時に被災状況を網羅的に把握しまして、被災者に最適な避難経路情報を迅速に提供できる災害に強い社会ですとか、移動中でも高精細な映像を用いた遠隔手術などの先進医療が提供される社会、こういった社会の実現が期待されております。

平成二十九年度から実施を予定しております実証試験でございますが、こういった5Gの具体的なサービスですとかアプリケーションを想定しながら、通信分野に加えて様々な分野の関係者が参加する技術的な検証を、東京だけではなくて地方でも実施する予定でございます。

以上でございます。

○富崎勝君　自動運転とか医療とか様々な社会に影響を与える技術開発を目指すということでござります。政府は、東京オリンピック・パラリンピックが開かれる二〇二〇年を5Gを実現する目標といたしまして、産官学連携による研究開発や今のような実証試験などに取り組む方針でござります。

一方で、二〇二〇年の実用化につきましては、サービスの提供エリアがかなり限定されるのではないかとか、あるいは具体的なサービスがなかなか見えてこないといった、現状ではそういう指摘もございます。

二〇二〇年の実用化のイメージはどのような姿を想定されているのか、できれば具体的にお答えいただければと思っております。

○政府参考人(富永昌彦君) 5Gが実用化されると、スマートフォンなどの従来型の端末を活用したサービスが提供されるということはもちろんでございますが、自動車ですか産業機器、スマートメーターといった様々な分野において新たなサービス、アプリケーション、ビジネスが創出されることが期待されます。5Gのサービス提供エリアにつきましては、こうした新しいアプリケーション、サービス、ビジネスが実現されるよう、最適なインフラを構築していくことが重要と認識しております。

5Gの実用化を目指す二〇二〇年の段階では、人口密集地域において増大する通信需要に対処することはもちろんのこと、様々な地域において5Gを用いた新しいサービスなどが次々と実現されることを期待しております。

サービス提供エリアを含めた5Gの実用化イメージでございますが、来年度から実施予定の実証試験の結果も踏まえつつ、産業界とも連携しながら今後具現化していく予定でございます。

以上でございます。

○宮崎勝君 ちょっとなかなかイメージがあれだつたんですが、分かりました。

今御説明をいただきましたように、この5G

卷之三

は、自動運転や医療、教育とか、社会の様々な分野でイノベーションを創出する技術として期待をされています。そして、日本だけではなく、米国や欧州、中国、韓国など、世界各国が普及に向けた取組を進めているということです。

そこで、大臣にお伺いいたしますが、5Gの実用化には、5Gに対応した通信環境を整備するた

めの設備の更新のほかに、国際連携などの課題があると言われておりますけれども、この実用化に向けた大臣の御決意を伺いたいと思っております。

○國務大臣(高市早苗君) 5Gは本格的なIOT時代のI C T基盤となるものでございますので、具体的な利活用が期待される様々な業界と連携をしながら、総合的に推進していくことが重要だと

説小治政

急務省では、

総務省では、5Gの実現に向けて、5Gの要素技術の研究開発や具体的な利活用を想定した実証実験の推進、国際的な標準化を進める観点からの国際連携の強化、5G用に割り当てる周波数の確保に取り組んでいるところでございます。二〇二〇年の実用化を目指して取組を加速させてまいります。

○宮崎勝君 本当にこれからイノベーションではなくてはならない技術でありますので、引き続き研究開発を始めとして支援の方をよろしくお願ひしたいと思います。

少し時間余りましたけれども、以上で質問を終つります。ありがとうございました。

おいかで　あいかどいさしゃうした
○山下芳生君　日本共产党の山下芳生です。

報について、防衛省が廃棄したとして開示しなかつたのに、後から実はあったとして次々と文書が出てきている問題もあります。さらに、森友学園への国有財産の処分に関する極めて重要な交渉記録を財務省理財局が廃棄した問題も起つておられます。

情報公開法を所管する総務大臣として、この間の各省の文書管理と情報公開請求への対応について、どうお考えでしようか。

○国務大臣(高市早苗君) 情報公開制度は、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全う

されるようになるとともに、国民的正確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする重要な制度でございます。

おいて法の規定を踏まえて判断を行い、その判断に不服があった場合には第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会の審査を得ることにより、全体として適切な対応を担保するという仕組

みになつています。

このような仕組みの下で、総務省として個別の案件についてコメントする立場にはございませんが、法の趣旨、解釈について周知徹底を図るということなど、法の適切な運用に努めてまいりたいと存じます。

○山下芳生君 法の適切な運用ということですが、私、とりわけ防衛省の問題、深刻だと思うんですね。情報公開法の趣旨からしても、これは看過し難いと思います。現に存在する文書について、廃棄したとして不開示にしたわけですね。廃棄されていなかつたわけですから、これ、情報の隠蔽ですよ。

大臣、防衛省の対応は法の趣旨に反するという認識ございますか。

○国務大臣(高市早苗君) 南スーアーダンPKOの日报に対する情報公開請求については、防衛省において、文書不存在による不開示決定を行つた後、請求者からの不服申立てを受けて改めて探索した結果、文書の存在が確認されたことから、不開示決定を取り消し、改めて開示決定が行われたと承知しています。

PKO日報の管理等に係る事実関係については、現在防衛省において行われている特別防衛監察の中で明らかにされるものでございますので、私からコメントをすることは控えさせていただきます。

○山下芳生君 そういう甘い認識でいいのかなと思ひますよ。まず一旦はあるのに廃棄したとして不開示にした、この事実は非常に重たいんです。そこにはどんな意味があるか、これからお問い合わせみたいと思うんですが、まず事実関係、整理します。

昨年の九月三十日に、ジャーナリストの布施さんという方が、南スーアーダンPKO派遣部隊の日報のうち、首都ジユバで大規模な戦闘が起つた昨年七月分の情報開示請求を行いました。防衛省は、二か月後の十一月二日、防衛大臣名で、本件開示請求に係る行政文書について存否を確認した

結果、既に廃棄しており、保有していないました。

ところが、その後、十二月二十六日に、統合幕僚監部の中についたとして、二月七日以降、墨塗り作業を終えたものから順次公開され、私も全般もつてありますけれども、首都ジユバの戦闘状態が生々しく報告されていたことが分かつたわけあります。

防衛省に確認いたしましたが、南スーアーダン派遣部隊の日報は、誰の命令で誰が作成し、誰がどこにどのように媒介で報告したものでしようか。ただけではなくて、この通知がそれぞれ統幕長などにもされているということであります。

今委員が御指摘になりました、誰の命令で誰が作成し誰がどこに報告をしたのかということで御

指摘でございますので、この南スーアーダン派遣施設隊の上級部隊でございますこの中央即応集団が定めるところによります南スーアーダン派遣施設隊等全般活動計画、通達ではこれございます、これの中におきまして、派遣施設隊が、これ現場の人間でございますが、日報を作成をいたしまして、上部組織でありますこの中央即応集団司令官に対しまして報告するということが定められているところでございます。

○山下芳生君 いうのが陸上自衛隊の指揮システムを通じましてこの司令部の方には報告がなされているところでござります。以上でございます。

○山下芳生君 今副大臣から御答弁であつたその資料一と二に付けております。ここに中央即応集団

状況を二十三時までに上げなさいということが書かれています。これに基づいて日報が現地から

中央即応集団司令部に届いていたわけですが、もう一度この一枚目の通達に注目いただきたいんですが、通報者名というのがあります。ここに、統幕僚長、陸上幕僚長、情報本部長、中部方面総監、警務隊長などなどの名前が、部署が載つているわけですが、この通報者名というのは、この通報者が単に陸自の現場の南スーアーダンの部隊長に行つただけではなくて、この通知がそれぞれ統幕長などにもされているということであります。

つまり、統幕は南スーアーダンの部隊から毎日日報が陸自の中央即応集団司令部に報告されることを知つていたと。さらに、陸自のこの指揮システムにアクセスし、ダウンロードできることも当然ながら分かっていたし、現にそうして統幕はこの日々の日報を活用していたわけであります。これが一点です。

それから、もう一つは、資料の四枚目に、一番最後に付けておりますけれども、これは統幕のホームページからダウンロードした組織図でありますが、南スーアーダン派遣施設隊に対する組織図ですが、南スーアーダン派遣施設隊に直接指示しているのは中央即応集団ですが、その直属の指示系統に統幕長というものがあります。つまり、統幕は南スーアーダンの派遣部隊の活動を日々ちゃんと掌握しなければならない立場にあるわけで、掌握するのには当然なのです。

そうなりますと、防衛省は日報の作成元の派遣施設隊と報告元の司令部、中央即応集団司令部で日報を探査したけれども、廃棄済みで不存在のため不開示にしたという説明するんですけれども、

現地の部隊と中央即応集団司令部だけではなくて、当然ながら統幕にもこの日報が利用されていました。残つていたということは当然明らかであるわけですから、探索するのであれば初めから統幕内を探すべきではなかつたんでしょうか。なぜ探さなかつたんですか。

○副大臣(若宮健嗣君) 今委員が御指摘になりま

すが、日々報告、日報がですね、毎日十八時の状況を二十三時までに上げなさいということが書かれています。これに基づいて日報が現地から

上級部隊ということになつてしまります。昨年、特に昨年七月のこの衝突事案の期間中に作成をされました日報につきましては開示の請求がございましたのですから、まずはこの作成元である現地の派遣施設隊と、それからその直の報告先あります中央即応集団司令部を私の方で調べて

探索をしました結果、これは御存じのとおり、一年未満の用済み廃棄という扱いの書類になるものですから、文書不存在ということで不開示というふうにさせていただいたところでございます。

この段階では、確かに統幕におけます、委員御指摘のとおり、探索というのは行つていなかつたという旨は御説明申し上げてきているところではありますか? と思いますけれども、この日報の保管、それから廃棄につきましての行政文書関連規則の遵守状況、あるいは開示請求への対応につきましては情報公開関連規則の遵守状況というのと特別防衛監察の対象の項目に含まれてございますものですから、今後徹底的に調査をされてまいりことなっておりますので、これ以上のコストは差し控えさせていただければというふうに思つております。

○山下芳生君 最初あるのを分かつていてるのに探さなかつたということが重大問題なんですよ。それから、ちょっとと変えますけど、私、一月二十五日、防衛省国会連絡室を通じて南スーアーダン日報問題についての説明を求めました。一月二十五日であります。事務所に来ていただけたのは、統幕の参事官付の国外運用班長の職員の方と大臣官房の文書課の職員の方でした。今日は統幕参事官に来ていただいていますが、この事実に間違いありませんね。

○政府参考人(吉田正法君) そのとおりでござります。○山下芳生君 一月二十五日の時点で、私は、陸上自衛隊の中に南スーアーダン派遣部隊からの日報が存在するというある物的な根拠を手にしておりました。したがつて、その一月二十五日、説明に来られた方に、日報はあるはずだと、提出されたい

いいや、時間ないから。

それで、宿泊税を法定税にするとすれば、どういう、課税技術上というのか、立法上問題点がありますか。局長どうですか。

○政府参考人(林崎理君) お答えいたします。

今御紹介があつたように、全国知事会の方で新しい地方税源と地方税制を考える研究会を設置をされて、新しい税源というのを検討している、その中で宿泊税ということも取り上げるということを聞いておりますけれども、現時点で総務省として具体的な検討を行つてはございませんけれども、仮に宿泊税を法定税化する場合であれば、例えば、地方税制で個別間接税を整理して地方消費税を創設したという経緯がございますので、これとの関係をどう考えるかとか、あるいは、具体的にどのような財政需要とその規模を想定した上で、各地域の観光等に与える影響を踏まえつつ税負担の水準を定めたらいいかとか、あるいは、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するという地方税制の基本的な方向性との関係、これをどう考えるか、それから、全国の関係者とか国民の理解を得られるかといつたような課題が考えられるのではないかと、現時点では考えております。

○片山虎之助君 終わります。

○又市征治君 希望の会、社民党的又市です。

最初に、アメリカ国務省が今月三日に発表した二〇一六年版の人権報告について外務省に伺います。この人権報告書はどのような目的で公表され、世界的にどのような評価を得ているのか、また、その内容は一般的に言つて、アメリカ政府の外交政策にもどういう影響を与えていているのか、お伺いをします。

○政府参考人(水嶋光一君) お答え申し上げます。アメリカの国務省の人権報告書ですが、これは

いいや、時間ないから。
それで、宿泊税を法定税にするとすれば、どういう、課税技術上というのか、立法上問題点がありますか。局長どうですか。

○政府参考人(林崎理君) お答えいたします。

今御紹介があつたように、全国知事会の方で新しい地方税源と地方税制を考える研究会を設置をされて、新しい税源というのを検討している、その中で宿泊税ということも取り上げるということを聞いておりますけれども、現時点で総務省として具体的な検討を行つてはございませんけれども、仮に宿泊税を法定税化する場合であれば、例えば、地方税制で個別間接税を整理して地方消費税を創設したという経緯がございますので、これとの関係をどう考えるかとか、あるいは、具体的にどのような財政需要とその規模を想定した上で、各地域の観光等に与える影響を踏まえつつ税負担の水準を定めたらいいかとか、あるいは、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するという地方税制の基本的な方向性との関係、これをどう考えるか、それから、全国の関係者とか国民の理解を得られるかといつたような課題が考えられるのではないかと、現時点では考えております。

○片山虎之助君 終わります。

○又市征治君 希望の会、社民党的又市です。

最初に、アメリカ国務省が今月三日に発表した二〇一六年版の人権報告について外務省に伺います。この人権報告書はどのような目的で公表され、世界的にどのような評価を得ているのか、また、その内容は一般的に言つて、アメリカ政府の外交政策にもどういう影響を与えていているのか、お伺いをします。

○政府参考人(水嶋光一君) お答え申し上げます。アメリカの国務省の人権報告書ですが、これは

国務省が法令に基づきまして連邦議会に提出するためには世界各個人権状況を取りまとめ、公表しているものでございます。これは、米国政府の政策形成、外國政策の実施等のための基礎資料として活用されているものと承知をしております。その内容に対しましては、我が国政府としてはお答えする立場にはないと存じます。

なお、この報告書は、あくまでアメリカの国務省が独自に作成したものであり、各國政府のコメントなどを反映したものではないことから、内容に事実誤認が見られる場合もあります。他方、この報告書は広く公表されているものでありますので、日本に関する記述における事実誤認については、正しい認識を持つてもらおうべく、米国政府に対する認識を持つてもらおうと考えております。

○又市征治君 今答弁があつたように、法令に基づいて外交政策立案の基礎的資料として利用されています。このことですから、大変重要な文書であることは事実だらうと思うんですね。

そこで、このアメリカは日本の友好国で、安倍総理に言わせれば、まあいつも言わることですが、自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的な価値を共有する国々の中でも最も強固な同盟国だと、こう言う。そのような国から、報道の自由を日本政府は一般的には尊重しているとは言いかながらも、この一年間、政府によるメディアに対する圧力が増大しているのではないかとの懸念が生じたと指摘をして、その一例として、高市大臣の放送法第四条と電波法との関係についての発言を挙げています。これを大臣自身、どのように受け止めておられるかといふことがまず一つあります。

今日は放送法と電波法との関係を論議するつもりはありません。また、歴代政権と同じ法解釈をしただけで、政府の見解が変更になつたとかそういう問題ではなくて、要は、時の権力者が自らの法解釈、理解によつて停波ができるなどという理解をすべきではないか、その一つがこの人権報告といふことだと思いますが、この点について大臣の認識をお伺いします。

○國務大臣(高市早苗君) この報告書でございますが、先ほど外務省から説明がありましたとおりであります。お答えする立場にはないと存じます。

報告書の中で私に触れられている部分でござりますが、二〇一六年においては、幾つかの事案により、批判的かつ独立したメディアに対しても、その圧力が強まるについての懸念が高まることになった。例えば、二月には高市早苗総務大臣が、具体的にそのような措置をとる計画、意図はないとしても、政治的に偏っていると判断した放送事業者を政府が停波させる権限について何度も発言を行つたと記述されています。

まず、私は電波を止めると言つたことは一度もございません。法律の解釈について何度も当時の民主党の議員から同じ御質問がありましたので、放送法及び電波法の関係に係る解釈について何度も同じ答弁をしたので何度も発言を行つたというところに、このアメリカは日本の友好国で、安倍総理に言わせれば、まあいつも言わることですが、自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的な価値を共有する国々の中でも最も強固な同盟国だと、こう言う。そのような国から、報道の自由を日本政府は一般的には尊重しているとは言いかながらも、この一年間、政府によるメディアに対する圧力が増大しているのではないかとの懸念が生じたと指摘をして、その一例として、高市大臣の放送法第四条と電波法第七十六条及び放送法百七十四条の関係、これについては同じ内容の答弁を行政の継続性との関係からしたものでござります。ですから、誤解に基づいた記述だと思い、大変残念に思つております。

また、この時期に出る報告書ですから、恐らくアメリカの前の政権時代に作られたものなのだろうと理解をしておりますけれども、我が国の放送法に関する解釈について正しく御理解いただけますように外務ルートを通じて説明を行つていま

いたと伺つております。

○又市征治君 私もこの問題は大臣と直接ここでやり取りをいたしました。ただ、問題なのは、やはり権力を持つた者が何を言うかということは大変大きな影響を与えることはもう大臣も御承知のとおりであります。最近の言葉で言うとそんな

ぐ、こういうことがあるわけで、マスクミ陣は大臣の一言一句というものを、いかか悪いかは別と見て、大変注目をしている、そのことについてやはりしっかりととした認識をなさるべきだというこ

とを申し上げておきたいと思うんです。

次に、地方創生問題は安倍政権の表看板ですけれども、二〇一四年にまち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定をされて、地方版総合戦略が既にほとんどの団体で作成をされ、今年度から本格的に事業が推進される、こういう運びのようになります。

他方で、まち・ひと・しごと創生総合戦略二〇一六年改訂版の全体像を見ますと、二〇一五年の合計特殊出生率は一・四五と上昇はしたけれども、人口は二〇一〇年と比較すると九十六万三千人減少している。また、東京一極集中傾向は加速化をしているとの評価になつていています。さらに、地域経済の現状では、東京圏とその他の地域との間には稼ぐ力の差が出ているとも指摘をしています。

こういう現状の下で、二〇〇九年からは定住立地構想が全国展開をされ、二〇一四年からは連携中枢都市圏の取組が行われる一方で、国土交通省は、二〇一四年以来、立地適正化計画の作成を推進をし、さらには小さな拠点形成の取組が一昨年から行われる、こういう状況になつていています。

地方活性化をさせるメニューが豊富なことは結構のことなんですが、しかし同時に、各省庁がそれぞれ縦割りでメニューを作成をし、果たして自治体にとって使い勝手がいいのかどうか、大変私に疑問に思うんです。地方を活性化させるための各種法律あるいは各省庁の施策は一体どこでどの府お見えですか、内閣府、どのように調整され

ているのか、お聞きをします。

○大臣政務官(長坂康正君) 我が国における人口減少や東京一極集中の傾向などを踏まえ、人口減少と地域経済縮小の克服のため、政府においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生に向けて関係省庁が連携し、取組を推進しているところでございます。

特に、町づくりにつきましては、多くの地方都市や中山間地域等で人口減少、少子高齢化に直面し、医療、福祉、商業等の生活サービス機能の維持が困難になると予想される中、町に活力を取り戻し、人々が安心して暮らす社会環境をつくり出すため、まち・ひと・しごと創生総合戦略における具体的な施策として、コンパクトシティーの形成を始めとした町づくり、地域連携、小さな拠点の形成、東京圏を始めとした大都市圏の医療、介護問題、少子化問題への対応、住民が地域防災の担い手となる環境の確保、ふるさとづくりの推進、健常長寿を延ばし生涯現役で過ごせる町づくりの推進、温室効果ガスの排出を削減する地域づくりを位置付け、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が司令塔となり、関係省庁と連携しながら取組を進めております。

例えば、コンパクトシティーの形成については、市町村の取組が円滑に進められるよう、総合戦略に基づいて省庁横断的に支援するコンパクトシティ形成支援チームを設置し、市町村からの相談への対応や、課題、ニーズの吸い上げをワンストップで行い、寄せられた課題等を関係省庁で共有するなどの取組を行っています。

また、小さな拠点の形成に向けては、内閣府においてワンストップ窓口を設置し、関係省庁の事業の申請手続の一本化や優良事例集の作成など、省庁横断的な支援を行っております。

今後とも、関係省庁の縦割りを排し、地域にとって使いやすい支援策となる、関係省庁と連携し、取組を推進してまいります。

○又市征治君 どうもやつぱり、船頭多くして船山に登るということわざありますけれども、どう

もそういう感じがしてならないんですね。もう少し具体的にお聞きをしましょ。

今も話がありましたが、國交省はこの間、コンパクトシティー構想を推進をしているわけですね。しかし、コンパクトシティーは一九九〇年代から何度も試みられたけれども、行政の掛け声だけで集約が進まなかつた、こういう評価もあります。また、總務省が昨年公表した地域活性化に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告によると、中心市街地活性化基本計画で全指標が目標を達成したものはゼロだ、こういうことですね。

これまでの教訓を踏まえて、ということなんでしょうね。ようけれども、國交省現在、改正都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画に基づいて、このコンパクトシティーづくりといふものを進めるところをコンパクトシティーづくりといふものでございますが、これは計画的に町をコンパクト化し、というか、ドーナツ現象が起こっているものをできるだけ取り戻そうと、こういうことなんでしょうけれども、そして自治体機能を維持しようとするものでありますけれども、いろいろな補助金、税制優遇の政策メニューを取りそろえているようです。言わば、各市町村が独自に町の機能の立地についての計画を立てるといふことでありますから、報道によるところ、三百九市町村がこの計画をまとめたいと、こう言っている。

他方で、總務省は、自治体同士の連携を図ることで連携中核都市圏あるいは定住自立圏構想を推進をしている。この構想は、國交省のコンパクトシティーとは異なる角度あるいは視点から、この人口減少、高齢化社会における町づくりを考えているとは思いますけれども、コンパクトシティーとのすみ分けを考えているのか、あるいは、両者は一緒になつて推進できるのか、このことについて、もう少し説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(安田充君) コンパクトシティー構想と連携中枢都市圏構想の関係というお尋ねでござりますけれども、コンパクトシティー構想につ

きましては、個々の市町村におきまして、人の居住や生活サービス施設を集約化することで住民生活の利便性の維持向上等を図るものだというふうに承知しております。これは國土交通省を中心いたしまして、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画でございますとか、地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画によりまして推進していると承知しているところでございます。

一方で、連携中枢都市圏でございますけれども、こちらは地方自治法における連携協約という制度を活用いたしまして、市町村間で連携するこによりまして、圏域全体の経済成長等を促進し、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済の拠点形成を図るといふものでございます。

もとより、これらの構想、人口減少社会において、地域社会の活力と魅力の維持向上を目指す点では共通しているわけでございまして、總務省としましては、関係省庁と連携して推進してまいりたいと考えているところでございます。

○又市征治君 何か制度の説明ばかりなさつてゐるんですが、問題は、例えば、コンパクトシティー、私の地元の富山市もその先駆けのところなんですが、確かにこのドーナツ現象、中心部が埋めたいということで、様々補助金を出して何とか取り戻そうとかあるのは交通網をしっかりとやろうとか、こういうことがある。そういう意味で、そのことそのものはいいんですけども、一体全体、これはいろんなメニューを出して補助金なんか出してやつてはいるけれども、住民の本当の理解は進むか。例えば、郊外に大店舗が出ていった、だから中心部が廢れてきた、だからここを埋めようということなんだが、この郊外のまた裏側に農村地帯があるわけですよ。このことは一全体コンパクトシティーなどに取り込めるのか、取り込めるわけがない。まさか中心部へ来て、農業をなさる方々、通勤して田んぼをしに行くわけにはいかぬわ、これね。農地が移つてくるわけがな

いんだから。

そういう問題など、具体的に省庁横断的とよくおっしゃるんだが、本当にきちっとそうした実情を承知しておられます。あるいは、市町村合併によつてこれまでの町村のあつたところがどんどん廃れて、いろいろな名前だけがどんどん躍るという問題がある。こういうものを本気にやらなければ、出すことは結構だけども、本当に各自治体の現実のニーズを十分に反映するように、そして屋上屋を重ねることのないようだ、このことは強く要請をして、今日の質問は終わりたいと思います。

○委員長(横山信一君) 以上をもちまして、平成二十九年度一般会計予算、同特別会計予算、同政

府関係機関予算中、公害等調整委員会を除く總務省所管についての委嘱審査は終了いたしました。なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(横山信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

午後一時に再開することとし、休憩いたしました。

午前十一時四十五分休憩

午後一時開会

○委員長(横山信一君) ただいまから總務委員会を開いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案外一案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府大臣官房審議官籠宮信雄君外二十名を政府参考人として出席を求めるに、その説明を聽取ることに御異議ございません

んか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(横山信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(横山信一君) 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。
○江崎孝君 与党からの応援ありがとうございます。

ちよつと質問通告していないので、大臣、申し訳ないんですけども、御自身のことだからお答えできると思います。午前中私たちの那谷屋委員が例の奈良県、奈良の支部と還付金の問題で質問させていただいて、その後、片山委員からも同じ件でお話があつたと思うんですねけれども、その際、大臣の答弁を聞いていて私はちょっと違和感を感じました。それは、大臣、詐欺罪で告発をされているわけですね。一般市民が詐欺罪で告発をするということは、やはり相当な覚悟が私は要ることだらうとふうに思います。違法行為ではないからそれで許されるんだというふうに思いました。

大臣、過去もそういう例があつたというふうにおっしゃっているんですねけれども、私が知る限りは、過去のこの政治資金に関して還付申告に対する疑惑というか様々な不信というのは、議員本人が自分の支部に寄附をする、これは政治資金規正法でオーケーです、二千万円までいいわけですから。当然、支部に寄附をすると還付の対象になりますね、寄附がオーケーですか。これは租特でオーケーになつていてるわけです。これはどっちも

違法ではありません。ところが、その議員本人から受けた寄附金を支部が後援会の方に迂回献金をする、これが通常の例なんですよ。これが過去、う決定いたします。

ところが、今回の大臣の件はお金に色が付いていないということなわけですが、少なくとも

問題が指摘された件なんですね。

ます、誰でも取れるんです。その中に、同じ收支報告の中に、先ほど那谷屋委員が指摘をされた平成二十四年の十一月二十日に一千萬、平成二十四年の十二月十七日に二百二十万、都合一千二百二十万。平成二十四年の十二月十七日に山本早苗さん死んで、つまり大臣死んで支部から寄附をされ

た。十七日からその一週間に大臣が一千萬を支部に戻し入れた。これ寄附になつていますけれども、戻し入れたというような思い、みんなそんな

思いを取つて、お金に色は付いていませんか。だから、一千二百二十万、十二月二十七日に受けた一週間に自らが一千萬寄附をされて

いるわけです。これは当然寄附行為ですから三〇%の還付申告当たります。これは、三〇%の還付申告が受けられるということを知つて寄附一千万

されただんですか。

私は新聞報道でございますけれども、これ確認してい

ません。

これ、誰が聞いても、何回も言いますけれども、支部に対する寄附は、これ寄附行為です。ですから、還付申告はできます、租特の方の問題があるけれども、法律的にはやれる可能性がある。

もう一つ、今までには、高市さんが、大臣が支部に払った例えば寄附は、これまでの問題は、支部から後援会の方にお金を流すから迂回献金だということで指摘されていました。ところが、大臣の今回の問題は、支部から、これ収支報告書だけを読めばですよ、後ろの話はちょっと置いておいてください、これ現実的な話ですから、表だけの話ですから、過程の問題がどうのこうのとかということでは、一切抜きにして、ここ収支報告書だったら、一千二百二十万も支拂った寄附を一週間に一千万戻し入れているんですよ。どう見たってこれは、一旦もらつたお金が一旦戻つたようになら見えないんですよ、これだけだつたら、それに対して寄附金控除を申請をするということに、國民の多くは、何だ、政治家はこんなことをやつていいのか、政治家はこんなことをやつているんだつたらこれは大変な問題じゃないか、そういうことで告発しているわけですよ。

それは極めて倫理観のなさを、先ほどの那谷屋委員の回答に対して、大臣御自身、極めて倫理観のなさを吐露されたような、私はそういう回答しか聞けなかつた。だから問題だということを是非分かつていただきたい。

そして、もう一回言いますけれども、御自身、政治資金規正法も含めた、この選挙も含めた、所管する大臣になつていらっしゃるんですね。しかし、平成二十四年はそれはなかつた、確かに。振り返つてみて、御自身の行為は、今の大臣の立場からしてどう映りますか。

○国務大臣(高市早苗君) 今の立場だからこそ、現行の政治資金規正法ですか租税特別措置法に欠陥があるということを私の口から申し上げることでできません。これは、制限を掛けた場合には政党活動の自由を縛ることになりますから、総務省の方から、これはもう道義的に問題のある法律

だから改正するといふことは申し上げられません。私は正直に言つてほしい。

今の大臣の立場だつたら、当時の、平成二十四年の御自身の行為が國民の信頼を裏切る可能性がある、極めて高いんだと、そう思われないということがあります。今も思つていらっしゃらないということですか。答えていただけますか。それだけで結構です。

○国務大臣(高市早苗君) 繰り返しになりますけれども、今の私の立場だから申し上げられないと申し上げているわけでござります。

私が一国会議員であり、一人の政治家としてここでお話ををしていいのでしたら、それはまた別でござりますけれども、現在政治資金規正法を所管する大臣として、現行法に道義的に不備があるということを決め付けて申し上げることはできませんでした。これは政党活動の自由を縛るものでございます。

それから、私の選挙の選舉運動費用報告書も御覧になつた上で御質問でございましょうか。先ほど来、説明を申し上げております。

○江崎孝君 私は、その一千二百二十万がどう使われたのか、一千万がどこから捻出されたのかとは一切聞いていません。この収支報告書に書かれていること、そして御自身が一千万円を寄附したことによって還付申告で恐らく三百万円近い寄附控除を受けられているということ、これが一般的な話をしていたんだけれども、普通財産化をした、国が、大阪航空局が、普通財産化をした、元々、この森友学園の今建設地、それと豊中市が都市公園として整備している土地、それと豊中市が給食センターとして整備をしようとする用地、これは元々、豊中市が全体を、特に給食センターの用地はテニスコートにしていただらいに、元々国有地ですから、無償で提供されていた土地なんですね。それを平成五年に普通財産化をした、国が、大阪航空局が、普通財産化をしたことで、元々、これ豊中市から聞いたんですけど、あれども、無償で都市計画をさせていただけます。

○江崎孝君 今の立場だからこそ、現行の政治資金規正法ですか租税特別措置法に欠陥があるということを私の口から申し上げることでできません。これは、制限を掛けた場合には政党活動の自由を縛ることになりますから、総務省の方から、これはもう道義的に問題のある法律

かつたんですけども、恐らくこれから質問言つても、何回も聞いてもお答えにならないでしょうから。いずれにしても、奈良地検に告発状が出ています。その動向を見ながら、また総務委員会でも御質問をさせていただきたいというふうに思います。これは一旦、この質問は終わらせていただきます。

さて、森友学園の問題なんですが、これで総務委員会で質問するかということで皆さん御不審に思われているかもしませんけれども、私が思うには、この同じ土地を豊中市という自治体が同じ時期に購入しているわけですね。これが、国有地として購入の場合と、新関空会社から購入する場合とで相当対応が違つてきた。相

当、これは憤りを覚えるぐらいに厚く森友学園の方には国が売却をしているということなので、これ自治体を所管する総務委員会ですからあえてお聞きをするんですけれども。

そこで問題したいのは、平成二十四年の七月に、元々、この森友学園の今建設地、それと豊中市が都市公園として整備している土地、それと豊中市が給食センターとして整備をしようとする用地、これは元々、豊中市が全体を、特に給食センターの用地はテニスコートにしていただらいに、元々国有地ですから、無償で提供されていた土地なんですね。それを平成五年に普通財産化をした、国が、大阪航空局が、普通財産化をしたことで、元々、これ豊中市から聞いたんですけど、あれども、無償で都市計画をさせていただけます。

○江崎孝君 今は、その一千二百二十万がどう使われたのか、一千万がどこから捻出されたのかとは一切聞いていません。この収支報告書に書かれていること、そして御自身が一千万円を寄附したことによって還付申告で恐らく三百万円近い寄附控除を受けられているということ、これが一般的な話をしていたんだけれども、普通財産化をした、国が、大阪航空局が、普通財産化をしたことで、元々、これ豊中市から聞いたんですけど、あれども、無償で都市計画をさせていただけます。

○政府参考人(平垣内久隆君) お答えさせていただきます。

今先生、委員御指摘のように、本件土地につきましては、平成二十四年一月二十日に森友学園とは別の学校法人から普通財産買受け要望書の提出がございました。なので、同年三月十三日に近畿財務局に本件土地の処分依頼を行い、その後、近畿財務局とともに売却に向けた調整を進めておりました。なので、現物出資の対象には含めてございません。

つまり、森友学園の土地と野田中央公園、都市公園の土地、これ合わせて、大体同じ面積なんですよ、両方とも、ちょっと森友の方が小さいかもしれません、まあ二十五億円。だったらこれ買えないと、もうとてもじゃないが、だから、今の森

友学園はちょっと置いておいて、野田中央公園のだけ買うという手続に入つた。

ところが、二つ隣接していますから、この森友学園が建設を予定していた土地、ここに余り変なものが来てもらつてはいけないので、同じように隣接をしていた大阪音大に、買つたらどうですか

ということを豊中市が大阪音大に働きかけて、分かりましたということで用地交渉に入るんですね、入るんです。そこが問題なんですけれども、余りにも国交省、あるいは近畿財務局の提示価格とこの大阪音大の提示価格が格差があり過ぎたと、いうことで、大阪音大はこれ購入を断念をするという話を聞いています。これ御存じだろうと思うんです。

そこで問題なんですが、なぜか分からなっていますが、平成二十四年の七月一日に、これは民主党もやつたんですねけれども、関空と伊丹と一緒にした新関空会社というのができるんですね。これ平成二十四年の七月にその大阪航空局が持っていた土地を全部合算をして現物出資しているんです、新関空会社に。そのときに、どうもこの大阪音大、つまり後で森友学園が買う用地、ここについては、民間売買、民間との売買が締結されました。あるいはそういう流れにあるということです、現物出資から外すということを決められた、阪音大、それで、その後で森友学園が買う用地、ここについては、民間売買、民間との売買が締結されただ、あるいはそういう流れにあるということです、現物出資から外すということを決められた、阪音大、つまり後で森友学園が買う用地、ここについては、民間売買、民間との売買が締結されました。それで、その当時幾らぐらいでという話をしていたんだけれども、普通財産化をした、国が、大阪航空局が、普通財産化をしたことで、元々、これ豊中市から聞いたんですけど、あれども、無償で都市計画をさせていただけます。

○江崎孝君 大阪音大が結局断念するわけですね、この土地購入を。それはいつですか。

○政府参考人(平垣内久隆君) お答えさせていた
だきます。

先ほど御答弁申し上げたとおりでございますが、三月十三日に近畿財務局さんに本件土地の処分依頼を行いましたして、その後、近畿財務局さんとともに売却に向けた調整を進めておりましたが、

同年の七月二十五日に要望書の取下げがあつたといたことで売却に至らなかつたと承知してござい

ます。

○江崎孝君 これ、私が調べた感じでは、もう既に四月の段階、平成二十四年の四月の段階で大阪音大に航空局は、地下に埋設物があると、そのことをお伝えをされて、大阪音大としては、その撤去費用ですね。これ森友と同じように、撤去費用が必要だということで、五億八千万円、撤去費用を外しても外して五億八千万円払うということでお話をしているはずなんです、大阪航空局、近畿財務局に。

ところが、これは安過ぎるということで話が折り合わなかつた、ですね。これは事実ですね。

○政府参考人(平垣内久隆君) お答えさせていた

だきます。

先ほど申しましたように、当該法人より七月二十五日に御提出があつた普通財産買受け要望書といふのがございます。その記載によりますれば、経営判断ということで、取り下げるということが記載されてござります。

○江崎孝君 幾らで購入希望額というのを聞いていたんですか、それだけ教えてください。分かっているはずでしょ、それ。

○政府参考人(中尾睦君) お答えいたします。

平成二十四年三月十三日に、先ほど国土交通省から御説明がございましたとおり、近畿財務局は大阪航空局から時価売払いを内容とする処分依頼を受理しております。

別の学校法人の希望価格でござりますけれども、経営判断ということでござりますけれども、七億円程度と承知しておりまして、そこに一億二千万ほど差つ引いた額が今委員御指摘の五億八千

万だと承知しておりますが、当時の公示地価でございますとか周辺の路線価を踏まえますと、想定される本件土地の価格よりも低かつたために、平成二十四年七月に学校法人は買受けを断念され

ます。

○江崎孝君 この五億八千万が、後の森友学園の土地とも関係して適正であつたかどうかというのは、僕は結果論からしたら随分森友に配慮されたなというふうに思われるを得ないんですけどね。

そこで、問題なのは、七月一日段階で現物出資をする段階で、この森友学園の用地に關しては新

関空会社に出資しないということを決められて

いるわけですから、それを蹴つたというか、合

わなかつたということですね。

そこで、問題なのは、七月一日段階で現物出資

をする段階で、この森友学園の用地に關しては新

関空会社に出資しないということを決められて

いるわけですね。それはいつですか。

○政府参考人(平垣内久隆君) 今申し上げたとお

り、現物出資は七月一日ということでございま

す。

委員の御指摘が、もし、事務手続という意味の

御指摘ということでよろしくございますか。事務手続ということで御説明申し上げますと、新関

空会社が国から承継する財産につきましては、関

西国際空港株式会社の所有権移転登記を行つて

おります。その後、誤って登記したこととに気付いた

ため、平成二十五年一月十日付けで所有権抹消の

登記申請を行い、同日付けで錯誤を理由に所有権

抹消登記を完了しております。

○江崎孝君 つまり、この錯誤していかなかつた

登記申請を行つたということがあります。

覚をして、この森友学園の土地が登記をされてい

た、これを錯誤ということで戻そうとされて、翌

年の平成二十五年の一月、この森友の建設用地だ

けが錯誤で国有地に戻っているんですね。これ

は間違いないですね。

○政府参考人(平垣内久隆君) 今委員御指摘いた

だきました、大変恐縮でござります、委員の御指

摘のとおりでございまして、平成二十四年七月以降、大阪航空局に対して法人が本件土地の取得要

書を提出していたことから、平成二十四年七月

の関西空港と伊丹空港との経営統合に当たりまし

て、国と新関空会社の間では、本件土地を出資せ

ず国が引き続き保有し、将来的には売却すること

としておりました。

しかしながら、誠に恐縮でございますが、大阪

六年一月から国が、平成二十四年七月からは関西

空港と伊丹空港の経営統合以後は新関西国際空港

株式会社が豊中に對して無償貸付け、そういうふ

うに長い間無償貸付けしておきました。その後、

航空局職員の誤った認識によりまして、委員御指

摘のように、平成二十四年十月二十二日付けで新

関西国際空港株式会社の所有権移転登記を行つて

しまひ、同月二十九日付けで登記が完了してお

りました。その後、誤って登記したことに気付いた

ため、平成二十五年一月十日付けで所有権抹消の

登記申請を行い、同日付けで錯誤を理由に所有権

抹消登記を完了しております。

○江崎孝君 つまり、この錯誤していかなかつた

登記申請を行つたということがあります。

○江崎孝君 つまり、この錯誤していかなかつた

友のように国有地になつて、戻されて国有地になつて、残りは新関空のままだつたと。同じ時期に、これは僕の推測です、同じ時期、少なくともその前後、この平成二十四年の現物出資を七月、八月にかけてその前からこの給食センターの用地、豊中が買つた給食センターの用地、これは内外で大阪

航空局の方に建設用地の希望があつたのじやないですか。そのことを聞きます。

○政府参考人(平垣内久隆君) お答えさせていた

だきます。これが、委員御指摘でござりますけれども、本件給食センターの土地につきましては、昭和五十六年一月から国が、平成二十四年七月からは関西

空港と伊丹空港の経営統合以後は新関西国際空港

株式会社が豊中に對して無償貸付け、そういうふ

うに長い間無償貸付けしておきました。その後、

航空局職員の誤った認識によりまして、委員御指

摘のように、平成二十四年十月二十二日付けで新

関西国際空港株式会社の所有権移転登記を行つて

しまひ、同月二十九日付けで登記が完了してお

りました。その後、誤って登記したことに気付いた

ため、平成二十五年一月十日付けで所有権抹消の

登記申請を行い、同日付けで錯誤を理由に所有権

抹消登記を完了しております。

○江崎孝君 つまり、この錯誤していかなかつた

登記申請を行つたということがあります。

○江崎孝君 私は、事務上の、文書上のものを

言つておるわけじゃないで、長い付き合いであるから、長い付き合いであるから、当然それだけ、占有使用されていたその土地が給食センターの用

地としての候補だということは内々知つていたんじゃないのかということをお聞きしたんです。これはあくまでも推測ですからこれ以上の質問しません。ただ、それだとすると、なぜ給食センター

第二部 総務委員会会議録第五号 平成二十九年三月二十二日 【参議院】

の用地も現物出資から外さなかつたのか、国有地のままにしておかななかつたのか、こういう僕は疑念が今生じています。これはちょっともう置いておきます。

出してといふことは、それも知らないといふことですね。
○政府参考人(平垣内久隆君) 承知してございません。

ちなみに、豊中市は新闖空会社から買ったといふことで、今三月議会に十億円を超える撤去費用の予算を計上しています。結果、給食センターの建設が大幅に遅れるということになつています。

明の中で出てくるということであれば、僕はこれは決して許されることではないというふうに思います。是非、総務省の大臣として、所管といふか、自治体を所管する大臣としては是非アンテナ

そこで、問題なのが、森友学園は、その前の年の平成二十三年に私立小学校の設置認可基準について見直しの望をしているんですね、府に。前の年ですね、前の年。平成二十四年に大阪音大が

ただ、この土地につきましては、先ほど申しま
したように、平成二十五年一月十日に錯誤を理由
に登記の抹消をしておりますが、その後に平成二
十五年四月三十日に再度大阪航空局から近畿財務

大臣にお聞きするのは酷だと思うんですけれども、今までのお話を聞かれて、私は、この大阪航空局そして近畿財務局の自治体に対する対応というのが非常に僕は、優しさという観念論的なこと

を張つていただきたい、この辺の関係というのは大臣としても是非熟知をしていただきたいなど、そういうことを要望して――いや、もう結構です、次に移させていただきたいというふうに思いま

購入希望額として七億円を出したということ、そして今言つた時系列的にそういう流れの中で、現物出資から外す予定だったのが事務手続上ミスだった。それを平成二十四年の十月に気付いて、平成二十五年の一月に錯誤で返した。その間に、実はこういう情報があるんですけれども、十一月の八日ですね、平成二十四年の十一月の八日、もう一度、大阪音大から再びその用地をやはり買いたいんだと、そういう申入れが大阪音大から平成二十四年の十一月の八日に申入れがされているという事実を私は入手したんですが、どうですか。

○政府参考人(平垣内久隆君) お答えさせていた

局に対しまして処分依頼をしているという事実でござります。
○江崎孝君　いや、だから、事実関係だけ確認してください。
で、何でそういうふうに僕、疑惑が生じるかといふと、同年の九月にはもう総理の昭恵夫人を通じて安倍晋三記念小学校の内諾を得てあるんですね、森友学園は。つまり、僕が言いたいのは、もう既にこのときから森友学園に対し、今の大大阪が土地購入しているあの土地を森友学園に対してもう内々で売るという話ができるいたんじやないかということを指摘したいんですね。そうなると、大変な問題になるんですね。

を言つちやいけないんですけれども、非常に僕は冷たい対応にしか見えないわけです。自治体を所管をするというか、自治体の要望を大きく聞き入れてやらなければならない総務省として、豊中は今大変な状況になつています。これは簡単に瑕疵担保で新聞空会社に請求すればいいじゃないかと言われるんですけども、そんな問題ではないような僕は気がするんですね。

どちらが、これだけ森友問題という世間を騒がせて、これだけ大変な学校に対し、これだけ便宜を圖る大阪航空局と財務局、一方で、子供たちの学校給食を作らなきゃいけない、公共サービスに供与するのは、はるかに豊中市の給食センター

す。この問題はまたおいおい、流れは止まつていませんから、総務委員会でも流れに關して今後も展開の中でもた質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

そこで、本来の地税と地方交付税の質問に移りたいと思うんですけれども、時間がこれで大分取られたので、質問通告をしている皆さん全員に質問できないということを改めてお許しいただきたいというふうに思います。

そこで、財務省ばかり言つて申し訳ないんだけれども、財務省お見えになつてゐると思います。これ、片山委員が以前、昨年の三月だつたと思うんですねけれども、財政審で、地方財政に財源余剰

国土交通省としてはそのような事実は承知してございません。

これ、あした籠池さんがどんな話をされるかということですね。もしそれが時系列的な話としてこれがそういう状況になつてくると、これは意図

の方が喫緊の課題、緊急性があつたというふうに思います。これは延びてはいるわけです、今現実的に。

が生じた場合には国の債務縮減につなげていくべきということを財政審で財務省が議論しているんですね。つまり、地方財政が余裕があれば、これ

違いなく大阪音大は申入れをしていると、もう一回挑戦をしたいということを航空局に申入れしているんですよ。これ事実なんですよ。それ、知ら

的に大阪音大の購入希望を十一月末までに出して
くれということを理由にして退けた可能性が僕は
高いんじゃないかということをあえて指摘をして

これ、大臣、正直に言つて、何も通告していませんから、感想だけで結構ですから、何か発言があればお聞きしたいと思います。

は地方財政計画、あるいは交付税も含めて召し上げて国の借金返済に返していくぞ」というようなことを言っている。これはもう片山委員がここでも

○政府参考人(平垣内久隆君) 今お答えいたしましたとおり、今の時点で国土交通省としてそのような事実は承知しておりませんけれども、委員御指摘でござりますので、再度確認いたしたいと思います。

おかなければならない。そのため今日お呼びし
たんですね。ただ、これはあくまでも推測ですか
ら、これ以上詰めることはできません、私も、事
実関係として。しかし、その後の状況からされ
ば、恐らくそういうものがあつてなかつたら、森
田を囮つこいつが、ナフ豆用具でつ向日葵ひも、ナフ

○國務大臣(高市早苗君) 通告をいただいておりませんことと、事実関係について私はつまびらかに理解をしている立場ではございません。子供たちの給食をしつかりと確保するというのはこれは大切なことでございます。それぞれの自ら本で通じる行文で、どうぞ押印下さる所を

うぱつさりと怒つてされたことを僕は記憶にして
いるんですけども。

ところが、事もあるうに、昨年の十月、地方財
政計画の歳出が決算額を〇・六兆円上回つてゐる
ので地財計画を見直すべきとの意見、またやつて
ふつべき意見がござります。そして、也行田市議会

○江崎敬君　また質問しますけれども、そのとき
に大阪航空局何と答えているか、十一月末までに
計画書を出してくれと非常に冷たい対応だったと
いうんですよ。そうすると、もうこれはなかなか
難しいと。その十一月八日に言って、またそこで
いろいろ話をしても正式な計画書を

大学園のこゝれだけの質問までの回答のほうのほうの
便宜を図るということはそう簡単にできるんですけど
ないと言わざるを得ないんですね。
平成二十五年以降のいきさつは皆さん御存じの
とおりでありますから、これは今後の議論の課題としてこれからも質問をさせていただきたいといふ
うふうに思ひます。

○江崎孝君　事実関係分からぬといふことは、この森友の問題が発覚して、私が今言つた推測で域を出ない指摘が、仮にそれが今後の解説で述べた行政サービスの御半蔵であるべきところだらうと思つております。

するんですよ。財政審議で、そもそも地方自治体が将来の不安に備えて基金を積み上げていっていいとする、これが多過ぎるんじゃないかと。むちやくちやな話をこれやつてはいるわけですね。これ、もう聞きません、そういうふうなことを言つてはいるということだけを確認をして。これは、総務省から、大臣、是非聞いていただきたいんですけど、これ

は怒らなきやいけないんですね。総務省からぴしつと指摘されて、一応来年の地財計画にはそれは反映されていません、これは。

そこで、財務省、お聞きしたいんですねけれども、先ほどの十月、僕が指摘、どちらかな、財務省といふ、うるさいことを二つナレーティング、年三つ一

○政府参考人（藤井健志君）お答え申し上げます。政審で言うんだつたら、その前に総務省と議論してくださいよ。していたんですね。

もう一つ、これは内閣府に質問する予定だつたんですけれども、ちょっと飛ばして、済みません、要するにですね、来年の経済見通し、これ政 府の見通しは一・五%だったといふうに記憶をして います。一・五%を理由にして、来年の名目

それからしても、今回は二・五%，確かに昨年よりも三・一から〇・六%名目GDP下げていま
すけれども、それだけ減収した昨年度の税収見込
みよりも更に今上行っているんですね、見込額
は。これって相当甘くないですか、財務省。どう

月におたくが、財務省が財政審に出した、ごめんなさい、済みません、ちょっと今けんか腰になつてゐるからそんな話になつてゐるんですけどけれども、腹立ててゐるんですよ、財政審のこの議論

を。○・六兆円を上回つてゐるので地財計画を見直すべきとの意見は、今言つたように地財計画に反対しないでござる、そこまで申すわけ不可である。

反対されてしません。来年度の地政課には、うこれは取り下がたと云ふことでいいですね。」の考えは。

財政制度審議会では、毎年毎年、地方の歳入歳出につきましてその水準が適切なものかどうかなど、いろいろな議論をされておりまして、私どももそれに従つて、いろいろとチェックさせていただいているといふことをやつておるところでござります。そういう意味で、昨年は委員御指摘のようなテーマでいろいろと数字を精査いたしたところでござります。

○江崎敬君 僕が言つてゐるのは、財政審にこういうことを出す前に、結局これ地財計画取り下げているのですから、出す前に総務省と話をするべきだということなんですよ。恥ずかしいでしよう、財政審で言つたことを地財計画に反映できないといふことは。どうですか。

○政府参考人(藤井健志君) 繰り返しになつて恐縮でございますが、地方財政に関しましては毎年地方財政計画に盛り込む歳出歳入について精査するということで総務省と議論させていただいてい

ですね。これはリーマン・ショック以来なんですね。
リーマン・ショックのときがどれだけだったか
というと、これ通告していないんですけど、総務省
分かりますかね、リーマン・ショック、二年間、
後年度負担が今払っているじゃないですか、あと
何年間で何百億、何千億、分かりますか。
○政府参考人(黒田武一郎君) 国税の減収に伴い
ます交付税の減分になりますが、平成二十年につ
きましては一兆二千四百十億円、これは十五年間

ての輸入額の減少による消費税収の減少などが見込まれたことによるものであります。

その三角一・七兆円というものがあつたことを踏まえた上で、二十九年度におきましては、政府見通しにおける雇用・所得環境の改善、あるいは消費や生産の増加などを反映させていただいたところございまして、補正後からは一・九兆円となる五十七・七兆円を見込んでおります。当初の対比でいきますと、対前年度〇・一兆円増にとどまる見通しとさせていただいております。

毎年毎年そのときの歳入歳出の状況を見ながら、地方の歳出歳入については常にチエックし、適正なものとしていくことが国、地方を通じた財政健全化のために求められているというふうに認識しております。今後もそういう精査を行いまして、適切な地方財政計画の策定に向けて総務省と十分協議しながらやつてまいりたいと、かように考えてございます。

ます。その一環として、財政審においても多面的に議論していただいているところでございます。
○江崎孝君 僕が指摘している、言つては、地方財政計画、つまり地方交付税も含めて歳出を絞り込もうとしている。もちろんこれは、財政審というものはそういうためにありますからね、それを否定するわけじやない。ただ、言える理屈と言つちやいけない理屈があるわけですよ、これは。それをちゃんと精査する。そのためには財政審に出す前に総務省ときつちり協議するべきじやないですか。そのことを指摘しているんですよ。
もう結構です、それは。

で精算になります。それから、平成二十一年では一兆四千七百五十八億円、これも同様に十五年間で精算となります。

○江崎孝君 つまり、リーマン・ショックは世界を震撼させた大変な状況です。それと匹敵するようなことがこの内閣府の過剰見積り、そしてそれに合わせた国税の見通しの甘さというか、甘さじゃないですね、甘い見積りのことによって、同じようなことを今回やらなきゃいけなかつた。今回五年間だけですけれども、リーマン・ショックは十五年間、今おっしゃつたとおりですけれども、大変なことなんですよ。

的確にさせていただいたいと思っております。
○江崎孝君　内閣府の見通しが甘いと言つてはいるのは、別に私が個人的に言つてゐるわけじゃないんですねけれども、ちょっとと資料持つっていたんですねけれども、なくなつちゃつて。
民間の調査機関が毎年出すんですね、平均を、来年度の名目GDPの見通しを。それは、どちらかというと実績値はそつちが合つてはいるんですよ。昨年もそうでした。おとどしまそうでした。民間の方の調査機関の方が実績値は合つてはいるわけですね。
今回も政府見通しは相当高いところ。その結果

果、総務省がやる地方財政計画、税収見積りも含めて、極めて発射台が高いんです、今回も。そうすると、また円高に振ればまた同じことを来年度やらなきゃいけないという、こういう状況になるんですね。僕はこれ、アベノミクスの問題もあると思います。やっぱりアベノミクスの成長といふ、そういう流れの中で、どうしても高く高く発射台を設定しなければならない、まずこういう宿命みたいなものが今内閣府も財務省もあるやろうというふうに思います。

あえて財務省に言つておきたいのは、やはり来年度の税収見通しというのはやっぱり厳しく保守的に見るべきだというふうに思いますが、どうですか。

○政府参考人(矢野康治君) 御指摘のように、ブルーデンスということは財務省は非常に重要なと見ております。

税収見通しにつきましては、上に外したり下に外したりといふことがないようになつたとしておりましたけれども、現に起つてしまつたわけですが、これまでリーマン・ショック後以降ですけれども、ほぼ必ずと言つていいほど下に外してしまいました。私ども、慎重な見通しをしてまいつたところであります。中にはそれを御叱責される向きもございました。低過ぎるといふこともあります。昨年の夏の決算におきましては、数年ぶりに上に外したということが僅かながら起つたわけでございます。

かましまして、といふのはちょっと飛躍があるかもしれませんけれども、私ども決して楽観的な税収の見通しをしてゐるといふことはございません。内閣府の見通しについての話は別であります。内閣府の見通しを聞いていたいと思います。内閣府の見通しを聞いていたいと思います。

○江崎孝君 それは、確かに難しいと思いますよ、やっぱり為替読めないから。これ、為替の読み間違いだということは、もう再三財務省指摘しているわけですから、これからどうなつていくか

分からぬんです、為替というのは。これ極めて責任大きいですから、これ結果が分かれば、また来年のことでも厳しく指摘をしたいとふうに思いますが、单なる国の収入の問題じゃないことですよ。その結果、地方交付税の財政計画見直して、今年度もそうですね、来年度、何百億か、五年前、返していかなきゃいけなくなつちゃつていません。そこで、これも財務省にあえてお話ししますと、資料の、もうほんとにこの資料を説明する時間がなくなつちゃつたんですけど、資料三を見ていたいだきたいんですけど、これ僕が作ったので間違ひはないと思うんですけど、下の左、上の方はちょっともう今日は割愛します、下の方の財源対策の状況といふのを見ていただきと、これまた、現に起つてしまつたわけですが、これまでリーマン・ショック後以降ですけれども、ほぼ必ずと言つていいほど下に外してしまいました。私ども、慎重な見通しをしてまいつたところが、今回なくなつた。だから相当厳しくなつたんですね、厳しくなつた。

そこで、財務省にお尋ねするんですけれども、これ通告していないけれどもお分かりになると思います。なぜ自治体はこれ恒常にずつと財源不足がこれだけもうずつとです、ずつと、恐らくこれからもこれ続きます、このまままで行けば、なぜ財源不足が恒常に地方財政計画の中できだけ起きるのか。なぜだと思われますか、財務省。

○政府参考人(藤井健志君) お答え申し上げます。国、地方を通じて、歳出に対しまして税収がどうしても不足しているということによるものと理解しております。

○江崎孝君 それは分かりますけれども、なぜ不足するかを聞きましたか。

その理由を今日はあえてお話ししておくと、戦後、これずっとあるんだけれども、これ高木健二さんという元地方自治研究所の研究員が「地域間格差と地方交付税」という本、こんな分厚い本を書かれているんですけど、戦後の財源不足のところが、新規発行分といふのはその年の財源不足なんですよ。つまり、財源不足額に比例する既往債の償還の割合といふのは、当然全体の財源不足が膨らむので、平成二十四年度は一六・八%に下がる、一九・六、二七・九に行くんですけ

れども、今回税収が上がつてきた、確かに。上がつてきたことによつて新発債は減りました。ところが、来年、六千六百五十一億円、再び上がつてゐるわけですね。これは、前年度の繰越金、こゝも。そのときも何と財源不足が生じてゐるんです。これはなぜだと思います。推測で結構です。どうぞ。税収はがんがん上がつてきました。そして、交付税特会に対してもお金を返してはいる。ところが、財源不足が生じちゃつたんですね。それはなぞでしよう。

○政府参考人(藤井健志君) 地財歳出に對して、交付税法定率分プラス地方の地方税、その他の一般財源が不足していたからということだと理解しております。

○江崎孝君 それは、表向きの話はそうとしか答えられない。

ところが、このとき国庫補助率を大幅にカットしているんです、国が。収支はとんとんたんだけ、国から補助金を出す補助率を大幅にカットした分、これが財源不足なんですよ。つまり、国の政策なんですよ、この財源不足というのは、次の、一九九五年から二〇〇〇年、これもその前の、一九六五年から一九七四年も国の減税によって、国策の減税で財源不足になつていて。一九七五年から一九八四年、これも高度経済成長のときですね、このときも国の減税と公共事業の拡大なんですよ、財源不足になつていて。一九九五年から二〇〇〇年、これ交付税特会が復活するんですね、このときも国の減税と公共事業の拡大で財源不足になつていて。二〇〇一年から二〇〇三年、これ、片山先生御承知のとおり、臨時財政対策債を発行する。この年も減税と公共事業の拡大で財源不足なんですよ。

そこで、お手元の資料を見ていただきたいんですけど、資料の一枚目を見たんですけど、資料の一枚目、何か学習会みたいになつちゃつたんですね。投資的経費をこれだけ増やしたわけですね、バブルのとき、このときは相当税収増、増えています。増えていて、交付税特会の借入金を

よ。これは、どう考へても国の国策で地方はいじめられているとしか僕は見えない。

もつとひどいのは、当時財務省は何と言つたか

と。これだけ投資的経費を積み上げておいて、これ使えないんですよ。自治体は。使うキヤバもな

い、マンパワーもない。ところが、補助金を使つ

ていないじやないかと、投資的経費の。使つてい

ないからこれを大幅に下げようとしたのが三位一

体改革ですね。そんなことばかりやつてあるか

ら、これ、財源不足額は永久に解決できないんで

す。そのとき、この長い歴史の中で、交付税特会の

借入金あるいは一〇〇〇年からは臨時財政対策

債、これをがんがんやつていつて、その償還分

が、先ほどの資料三を見ていただくと、財源対策

の状況で、二〇一七年は三兆三千八百二十億円ある

わけです。これは、まさしく国が、地方に対する

支出の問題で地方が財源不足を生じた、その結

果、折半ルールはかかるんですけれども、臨時財

政対策債で補なきやいけなかつた。これは長く

これからもつながつていきます。

ところが、これから財源不足は何か。これ

は、一つはこの臨時財政対策債の借換え分、これ

は、続ります。プラス、もう一回グラフ見ていただ

けます、投資的経費を下げられていきます。下げる

られた後に何が起きるかといふと、これは一

般行政経費が伸びるんですよ、御存じのとおり。

福祉、介護、保育、学童保育もそうですね、ある

いは教育に対して、医療に対して。そういう一般

行政経費が高齢化進展とともにこれからも伸び

ります。それがこの國ですよ。当然、財源不足

は生じるわけですよ。

こういう状況の中で、先ほどの財政審に戻りま
す、国の責任を余り明確にしない中で地方は豊か
であるかのような議論というのではできますか。

○政府参考人(藤井健志君) お答え申し上げま
す。

委員御案内とのおり、国の財政につきまして
も、公債発行残高が九百兆円に迫るなど大変厳し

い状況にございます。そうした中で、国と地方が
公経済の車の両輪として成り立っていくことが必
要と考えております。

そうした中で、毎年地方財政計画について見積
りを総務省と協議しながらやつておるわけでござ
います。特にこの一般行政経費につきましては
社会保障関係の補助事業を中心伸びておるとい
うふうに承知しております。それにつきましては
は、地財歳出において適切にそれを見積もり、計
上し、そして地方一般財源総額実質同額確保とい
う中で地方一般財源を確保して、地方財政の運営
に支障がないように措置しておるというところで
ございます。

○江崎孝君 その表向きな発言は結構でございま
す。ですから、今お話をしていたとおり、地方の
財源不足というのは極めて国に左右されてきた、
この歴史を是非分かつてください。その中で一生
懸命努力して、安定的な、あるいはちゃんと長期
を見通せる地方財政計画がこれ完全に必要なんで
す。そのために総務省も努力をしている。そこを
平仄をきっちりと合わせて、ただ下げさせる、削る
だけの問題ではないという、責任があるというこ
とですね。

もちろん国の借金が増えたのは分かります。私
も長く生きていますけれども、土光臨調の時代
を知っています。あのとき自治体は何て言つた
か、国は何て言つたか。これだけ借金があるから
行政改革しなきやいけない。今の借金の総額つて
どれだけですか。もう微々たるものでありますよ、ほん
の微々たるもの。ほんの微々たるものだけ、あ
の当時、もう国が潰れるみたいな議論の中で行政
改革で絞り込んでいった。これも国の責任ですよ
ね。そういう歴史をちゃんと分かつた上で、是非
財政審での議論をしていただきたい。

もう財政審の話ばかりで終わっちゃつたようだ

けれども、非常に僕は総務省としては努力

だけでも、非常にこの投資的経費のある今は単

に必要経費の中にこれ見積もつていい

これ、是非財務省も理解をしていただきたいん

だけれども、非常にこの投資的経費ある今は単

に必要経費の中にこれ見積もつていい

るということは、非常に僕は総務省としては努力

していると、これ評価します。

○江崎孝君 是非 覚悟をお願いします。

その覚悟も大事なんですが、もう一つ御

提案なんですが、二〇一五年の国勢調査、

これ初めて人口減少に転じました。そして交付税

の算定基礎、これ人口に対して結構割り振つて

いる積算根拠があります。そうなつてくると、人口

減少が大きいところほど、今後地方交付税は減る

可能性があるんですね。それともう一つ、今言つ

た歳出特別枠、地域の経済と雇用対策、これが今

一千百億円下げられました。ここもどちらかと

いえば小規模自治体に厚く配分してきた。これも

減つていくといふことになると、小規模自治体が

更に厳しくなつてくる。つまり、地方の自治体が

非常に厳しくなつていく可能性が非常に高いん

ど、二〇一一年ぐらいから地域経済基盤強化・雇
用対策、もつと前か、要するにリーマン・ショッ
クの対応として歳出特別枠が出される、地方財政

計画の歳出の部分で事業費として地域経済基盤強
化・雇用対策というのが出でますね。翌年の二
〇一三年、平成二十五年度、これは御存じのとお
り、地方公務員の人事費の削減七・八%、これを
対策に回すということで七千五百五十億円、これ

大反対我々でしたんですけども、やつちやつたん

ですね、麻生財務大臣の号令の下に。

それを徐々にこうやつて様々なところに

振り分けてきた状況がある。これ、努力を正直評
価をいたします、正直。特に緊急防災・減災事
業、これが平成二十六年度五千億、緊急防災・減
災事業の投資的経費の中に入つた。それがずっと
動いてきて、今もいる。これって、ある面では緊
急防災対策ですよ、これ恒常的な。もうしばらく
掛かります。これは非常に今後とも必要な分だろ
うと思うし、あるいは、二〇一五年、平成二十七
年に、地域経済基盤強化・雇用対策費三千五百億
円マイナスになつた分、それを公共施設等最適化
事業に一千億、人口減少対策特別事業に幾らか出
して、こうやって振り替えていつて、徐々に徐々
に必要経費の中にこれ見積もつていい

る方創生などの重要課題に取り組みながら安定的な
財政運営を行つていただけるよう、地方交付税を始
め地方が自由に使える一般財源総額をしっかりと
確保してまいる覚悟でございます。

○江崎孝君 是非 覚悟をお願いします。

その覚悟も大事なんですが、もう一つ御

提案なんですが、二〇一五年の国勢調査、

これ初めて人口減少に転じました。そして交付税

の算定基礎、これ人口に対して結構割り振つて

いる積算根拠があります。そうなつてくると、人口

減少が大きいところほど、今後地方交付税は減る

可能性があるんですね。それともう一つ、今言つ

た歳出特別枠、地域の経済と雇用対策、これが今

一千百億円下げられました。ここもどちらかと

いえば小規模自治体に厚く配分してきた。これも

減つていくといふことになると、小規模自治体が

更に厳しくなつてくる。つまり、地方の自治体が

非常に厳しくなつていく可能性が非常に高いん

来。これだけの財源不足がある中で、消費税の増
税も下手すれば先送りされるという状況になつて
くると、地方の歳出というのは非常に厳しくなつ
ります。何としても、この一兆円のまち・ひ
と・しごと創生事業というのは今後とも続けてい
かなきやいけないと思うんですが、総務省、どう
でしよう、自信ありますか。その覚悟を大臣か
ら、いいですか。

です。もう目に見えています。そうすると、一兆円の確保というのはこれ最大の眼目になつてく

りで、そこで僕、提案なんですけれども、やはりこの一兆円の積算をきちっと将来にも保障するためにも、やはり交付税の在り方、これをやつぱり中長期的に検討していかなければいけないと思うんですね。例えば算定を人口じゃない算定に変えていくとか、例えば、今回森林環境税というのが与党の方で創設をされようとしていますけど、僕、大賛成です。例えば森林の維持あるいは水環境の維持、環境の維持、こういうものを数値化をして、地方交付税の算定の基礎に加えていく、そうすることで、人口減少が明らかな自治体に対しても今後とも安定的な地方交付税、財政の交付を裏付けている、そういうような交付税の在り方、算定の在り方、基盤の在り方、それを検討してほしいという思いがあるんですけれども、これ総務省、どなたか、大臣、どうですか。

○政府参考人(黒田武一郎君) 御指摘いただきまことに、書きぶりにつきましてはもう委員御承知だと思いますから省かせていただきます。

○国務大臣(高市早苗君) 与党税制改正大綱の中身、書きぶりにつきましてはもう委員御承知だと思いますから省かせていただきます。

○江崎孝君 是非お願いします。

○國務大臣(高市早苗君) は、そこに関わる人たち、國で仕事をする人、地

ろんな意味で物事が変わつてくるかもしね。これは絶対与党にも努力していただきたいんですけども、その森林環境税に関して、大臣、これはまだ与党段階での制度が出ただけですけれども、係してくると思うんですけれども、そのお考え、意気込みを最後にお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(高市早苗君) は、そこに関わる人たち、國で仕事をする人、地

ざいます。ちょっとと不覚にも体調を崩してしまいまして、江崎理事に大分時間の方もフォローしていただいたんですが、三時までということで、大変お聞き苦しいとは思うんですけども、是非思いを酌み取つていただいて、御答弁をよろしくお願いをいたします。

○江崎孝君 是非お願いします。

○國務大臣(高市早苗君) は、そこに関わる人たち、國で仕事をする人、地

でいるのは事実だと思います。今日ちょっとと私が問題提起したいのが、制度的な問題というよりも、そこに関わる人たち、國で仕事をする人、地

方で仕事をする人、その人たちの意識の中にまだいまだに上下主従の関係が残っているのでありますけれども、しつかりとその意識の部分もどう今後意識改革をしていくかということも非常にあります。ただいたんですが、三時までということで、大変お聞き苦しいとは思うんですけども、是非思いを酌み取つていただいて、御答弁をよろしくお願いをいたします。

○江崎孝君 最後にになります。

森林環境税のお話をさせていただきました。こ

れからも最初に、ちょっとと森友学園の問題に連して、ここは総務委員会でございますから、私の方から少し問題提起したいのが、今回は国と大阪府の関係について少し取り上げたいと思います。

○江崎孝君 是非お願いします。

○國務大臣(高市早苗君) は、そこに関わる人たち、國で仕事をする人、地

方で仕事をする人、その人たちの意識の中にまだいまだに上下主従の関係が残っているのでありますけれども、しつかりとその意識の部分もどう今後意識改革をしていくかということも非常にあります。ただいたんですが、三時までということで、大変お聞き苦しいとは思うんですけども、是非思いを酌み取つていただいて、御答弁をよろしくお願いをいたします。

○江崎孝君 是非お願いします。

○國務大臣(高市早苗君) は、そこに関わる人たち、國で仕事をする人、地

でいるのは事実だと思います。今日ちょっとと私が問題提起したいのが、制度的な問題というよりも、そこに関わる人たち、國で仕事をする人、地

方で仕事をする人、その人たちの意識の中にまだいまだに上下主従の関係が残っているのでありますけれども、しつかりとその意識の部分もどう今後意識改革をしていくかということも非常にあります。ただいたんですが、三時までということで、大変お聞き苦しいとは思うんですけども、是非思いを酌み取つていただいて、御答弁をよろしくお願いをいたします。

それで、ちょっととその辺のことについては總務大臣にまたお伺いしますけれども、ます

と財務省の方に、そもそも今回のこの私学審議会での許可のことですね、これについてのまづ働きかけをされたのかということをもう一度確認させてください。

○政府参考人(中尾睦君) お答えいたします。本件国有地でございますけれども、平成二十五年四月に近畿財務局は大阪航空局から処分依頼を受けております。その後、平成二十五年六月から九月にかけまして、公用、公共用の取得等の要望を受け付けておりまして、森友学園からのみ公的取得要望等が提出されたところでございます。

通常、全国の財務局におきまして、学校法人や社会福祉法人等から公的な用途での国有地取得の要望があつた場合、財務局が事業の許認可主体である地元自治体に足を運び、自治体の意向を伺っております。自治体が適当でないと認めない場合には国有地の処分を行わないケースもあるわけでございます。

誤解というか、そういう中で多分進んでいいのだ
ろうというふうにも思いますから、今回を機に、
しっかりと地方の皆さん、自治体の皆さんとのお
付き合いの仕方というか、そういう中で財務省と
してもしっかりと留意していかなければならないこ
とも多いんだと思いますが、その辺りについての
考え方を聞かせてください。

○政府参考人(中尾睦君) まず、本件国有地の処
分に当たりましては、近畿財務局におきまして法
令、通達等につとりまして処理したものでござ
います。

そこで、国有地の事務につきましては、これは
国の事務でございますので、県なり市町村の方
に、先ほど上級官庁という言葉がございましたけ
れども、県とか市町村に事務を下ろしているもの
ではございませんで、財務局ないし財務事務所で
完結させている事務でございます。そういう意味
におきまして、先ほど申し上げましたけれど
も、知事から様々要望出てまいりました場合に、
全国の財務局、財務事務所は地方公共団体に足る
運びまして意思疎通に努めておるところでござい
ます。

今後とも、一般論として申し上げれば、国有地
の今後の在り方につきまして、それぞれの地域に
おきまして、地方公共団体との緊密な連携には配
意すべきものであるというふうに考えておりま
す。

○森本真治君 もう一点だけ財務省にお願いした
いのが、今回の様々な交渉の記録というものを
あつさりと廃棄をしていれば、しているかどうか
といふが、しているという説明をされていますけ
れども、全くもつてこのやはり検証ができるないで
すよ、今回の大阪府との関係でも。しっかりと今
回のケースを教訓に、この文書の保存のことにつ
いてもう一度在り方を見直していただきたいん
ですけれども、それをお約束してください。

○政府参考人(中尾睦君) 委員御指摘の行政文書
についてでございますけれども、財務省におきま
しては、公文書管理法の規定に基づき制定されて
いる

いる財務省行政文書管理規則のつどり文書管理
を行っております。

これに基づき、面会の記録につきましてはその
保存期間は一年未満とされ、保存期間の満了時期
については事案の終了後とする取扱いとしており
ます。一方で、同規則に基づき、国有財産の取得
及び処分に関する重要な実績が記録された文書に
ついては十年の保存期間が定められており、本件
につきましても近畿財務局と大阪府との間で取り
交わされた照会やその回答はこれに当たり、保存
しておるところでございます。

○森本真治君 今のお規定の御説明をいただいたよ
うに私理解したんですけど、ではなくて、見直し
てくださいという今お願いしたんですけど。
○政府参考人(中尾睦君) これは予算委員会等で
も大臣それから局長からも御答弁申し上げており
ますけれども、財務省におきましては行政文書管
理規則に基づいて適切な管理をしておるところで
ございまして、今後とも適切に対応してまいりた
いと考えております。

○森本真治君 適切に管理しているというふうに
財務省は言われるんですけども、国民は少なく
ともそのようには理解していないので、しっかりと
とその適切な管理の仕方についてもう一度研
究、検討してほしいという意味でございます。引
き続きそれはよろしくお願ひいたします。

法案について質問をさせていただきます。
今日は、内閣府の越智副大臣もお越しいただき
まして、ありがとうございます。経済見通しにつ
いてお伺いをしたいと思います。

先ほど江崎理事も少し触れられましたので、若
干ちょっと視点を変えるというか、それで、経済
見通し、ちょうど今日はこの経済財政運営の基本

ちなみに、民間の方がかなり実態に合つている
というような先ほど江崎理事の指摘もあつたの
で、大急ぎで今調べてみましたところ、民間の方

は、これはESPフォーキャストの見通しでござ
いますけれども、名目一・五七、実質一・二六と
いうことでございまして、まずこの民間予測
の方ですけれども、平均でいりますと、実質成長
率が一・一%、名目成長率が一・四%というふう
になります。ちなみに、今年度見込みは一・五一・
三でござりますので、ほぼ同じ数字ですね。本當
に、来年度に向けて今年度と変わらる要素つて何が
あるのかなというふうにも考えたときには、私も
この民間の予測の方が現実的ではないかなという
ふうにも思うところでございます。

それと、この経済見通し、経済財政運営の基本
的態度の二十九年度の経済見通しのところでも内
閣府の方では指摘をされておりますけれども、先
ほど言いましたように、名目一・五、実質一・五
といふことでござりますけれども、「なお」とい
うのがありますね。先行きのリスクとして、海外
経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に
留意する必要があるところが最後に一応留
意点として書かれております。

そういう観点に立つたときに、ちょうど先般、
G20、麻生大臣も行かれたと思いますけれども、
このG20で一番注目をされたのがやはりトランプ
新大統領のアメリカ、まさにこの反保護主義とい
う文言の削除などに努めたというようなことで、
非常に各国がアメリカに対して振り回されていた
ような印象の報道がありました。さらには、トラン
プ新政権になつてアメリカ、今後の貿易関係、
特に我が国においても、自動車産業を中心とした
製造業、輸出産業などが非常に不安感を持ってい
るというようなところもござります。

まず基本としては、アベノミクス三本の矢を放
ちまして、その効果もあつて、ここまでで政権交
代後名目GDPでは四十七兆円、実質GDPでは
二十七兆円増加しております。また、デフレで
はないという状況をつくり出したというふうに考
えております。

特に、国民生活にとって最も重要な雇用につき
ましては、様々な指標を見まして改善をしてきて
いると。加えまして、企業収益あるいは設備投
資、研究開発等々の数字は、この安倍政権になり
ましてから四年間増加傾向ということで、トレンド
が大きく変わってきているというふうに考える
ところでございます。

この流れをより確かなものにするために、事業
規模二十八兆円の未来への投資を実現する経済対
策を着実に実施して、また一億総活躍社会の実
現、これは人口、働き手と経済の好循環でありま
すけれども、これに加えて、科学技術イノベー
ションの推進などを図つて潜在成長率を高めてい

お考えでしょうか。

○副大臣(越智隆雄君) まず、政府経済見通しと
同時期に公表されましたESPフォーキャストに
よります民間予測の平均値の差があるんじやない
かということでございまして、まずこの民間予測
の方ですけれども、平均でいりますと、実質成長
率が一・一%、名目成長率が一・四%というふう
になっています。

この民間予測をちょっと詳細に見てみますと、
分布がありまして、幅があるわけでございます。
実質につきましては〇・六%から一・七%、名目
につきましては〇・六から二・八%というふうになつ
ております。ちなみに、六から二・八%といふふうに
なつていて、そういう意味では、政府の見通し
とレンジで見るとほぼ同様の見方がされていると
いう、そういう民間予測もあるというふうにます
ております。一方で、来年度の経済見通しについて、海外経
済や金融資本市場等の不確実性があるんではない
か、その中でどう考えるのかということでおっしゃ
います。

くということを考えているところであります。

そういう中で、先ほどおっしゃられた不確実性につきましては、先ほどトランプ政権の話がございましたけれども、麻生総理も行かれて、そういう意味では、自由で公正な貿易体制をしっかりとつくりていくんだということをおっしゃつておられましたし、その後、これからいろんな不確実性につきましては、その場その場でしっかりと対処をしていくものだというふうに考えているところでございます。

○森本真治君 これまでの安倍政権の成果の話も言及をされまして、来年度以降もしっかりとその流れというお話だったとも思います。そういう中で、来年度以降の動向を見極めるというが、少し注視をする中の一つとして、まさに今春闘真っただ中ということです。春闘については、先般、第一次回答ということで大手が様々な回答を出していきます。今後それが中小企業などがどんなようになっていくかということが注目をされるわけでございますけれども、組合側の要求段階では、なかなか要求が伸び悩みとか、特にこれ官製春闘とよくずつと言われてきましたけれども、官製春闘の勢いにも陰りが出てきたんではないかと、少し失速ぎみの報道が多く出ていたということがあります。

ちょうど昨日、我が広島の連合広島さんの回答を結状況などについてもいただいて見させていただけでもしておるところなんですねけれども、これは政府として、この春闘、今春闘についてどのように見通しを持たれているかということを、まざちよつと御見解をお伺いしたいと思います。

○副大臣(越智隆雄君) 先週から春季労使交渉的回答が行われているというふうに承知をしております。まだ序盤戦でございます。相当数の企業で昨年に引き続き四年連続のベアを実施するといふふうにしているというふうに認識をしておりまして、また昨年を上回る水準の賃上げを行う企業もあるというふうに考えております。

全体としても、先ほどお話しございました連合が

十七日に発表した春季労使交渉の第一回集計によれば、賃上げ率はほぼ昨年並みの結果となつてないふうに思います。第一回の回答集計結果

が今年の分が二・〇六でございましたが、昨年が二・〇八でございましたので、ほぼ昨年並みといふふうに言えると思います。過去三年の賃上げの流れが続いているものというのが我々の認識でございます。

加えまして、様々な企業が働き方改革の観点から取組をされていて、ある企業は非正規社員について正社員を上回る賃上げを実施するとか、非正規社員も正社員と同様の手当の支給対象とする、あるいは子育て世帯向け家族手当を増額するなど、そんな取組も行われておりますし、さらに、グループ内の下請子会社のベアを中核企業よりも大きくして、グループ内の賃金格差を是正するといった取組なども見られているというところだというふうに思つております。今後、労使による真摯な交渉が行われて、賃上げの流れが中小企業、非正規雇用にも広がつて行き、良い結果が得られるごとに期待したいというふうに考えているところでございます。

○森本真治君 副大臣の御答弁は政府の現段階での見解ということで素直に受け止めさせていただきたいと思いますけれども、いろんな声の中で、例えば四年連続のベア実施を経営者の側も努力をしてやつてきたというようなところもあるけれども、一向に例えれば個人消費は伸びないじやないかアベノミクス、経済も良くならないじやないかと、本当に、じゃ、のまま賃上げ要求をそのまま、まあ受け入れてどうかですね、やつてもいいのかどうかというような声もあるということ私は認識をしているところもありますね。

今後特に我が国の経済の中心支える中小企業がいいよよこれからどんどんと回答なども出てくる

と我が国の成長に向けての様々な後押しというふうに思います。

それで、ちょっとと中小企業の関係についてもお伺いしたいと思います。これは経産省の参考人の方になりますかと思いませんけれども。

実際にこの春闘の記事なんかを幾つか見る中で、確かに大企業と中小企業の格差が少し縮まつてきているというような趣旨の記事なども私は見ておるんですね。ただ、一方で、やはり大手としてはおるんですね。ただ、一方で、やはり大手と中小との賃金格差ということは非常にまだまだ課題は多いんじゃないかなというふうに思つております。

実際に、様々な、今人手不足問題などを考えたときも、特に地方、中小企業が多く、その中の深刻な人手不足問題を考えたときには、やはり中

小企業で働く皆さんのそういう賃金であつたり雇用環境というものをしっかりと底上げしていくこと

いうことは政府としても様々なバックアップをお願いしたいところなんですねけれども、それについての経産省さんのお考査をお伺いしたいと思いま

す。

○政府参考人(木村陽一君) 御指摘のとおり、大企業のみならず中小企業がしっかりと賃上げができる、大企業との賃金格差が是正に向かうような環境を整えていくことが非常に重要なと考えてございます。中小企業は、賃上げを実現いたしましたために言わばその元手を増大させていくことが必要でございまして、何よりもやはり生産性の向上に取り組んでいただくことが大切だろうというふうに思つております。

昨年の七月に中小企業等経営強化法という法律を施行をさせていただきました。中小企業には、

自らの経営課題を整理をしていただきながら経営力向上計画というものを策定していくなどということを働きかけておりまして、施行から八か月で一万六千件余りの認定を行つてございます。

また、さらに、平成二十九年度の税制改正法案で、例えば法人税でござりますけれども、即時償

却の対象をいわゆる機械装置から一定の器具備品あるいは建物附属装置に拡大するような中小企業

経営強化税制を創設するといったようなことも盛り込まれていただけております。

また、賃上げに向けたインセンティブを付ける場合に、その増加額の一一定率について税額控除が受けられる、そういう税制がございます。所得拡大促進税制でござりますけれども、平成二十九年度の税制改正で、二%以上の賃上げを行つて二二%という高い水準での税額控除を実現したいということでお願いをしております。

あるいは、下請中小企業の取引条件の改善といふのも非常に重要な課題かと思ってございます。

引き続き、きめ細かな支援を行いまして、中小企業がその賃金引上げを実現できるように支援をしてまいりたいと考えてございます。

○森本真治君 しっかりと実態を見極めていただきながら、これまで以上の取組についてもお願いをさせていただきたいと思います。

その中で、もう一点是非御答弁いただきたいのが、先ほど国と地方の上下主従の関係の話をしましたけれども、経済界でも、それこそ大手と中小との主従関係ですよね、これをいかに対等協力な関係に、特に取引の関係なども含めてしていくかということです。

先月になるんですけども、私も世耕経産大臣の方に、それこそ中小の特に物づくりで働く皆さん

の労働組合の皆さんと要請をさせていただい

た。まさにこの取引の適正化ですね。下請いじめなどのような、そのような現状というのがまだ多く存在する中において、しっかりとこれにつ

いても、経産省さらには公正取引委員会なども含めて毅然たる対応をしていく中でのこの大手と中

小との格差は正というようなこともやつていくの

は今後更に重要ななるうかというふうに思いま

す

この公正取引を徹底するという中での今後の経産省のお取組について、お考えをお伺いします。

○政府参考人(木村陽一君) 御指摘のとおり、中小企業・小規模事業者の取引条件改善して、これらの企業で働く方々の賃上げにつなげていくというのが非常に重要かと思います。このため、いわゆる親事業者からの不適切な原価低減要請でござりますとか、あるいは金型を下請で無償で保管さ

せるとか、あるいは現金ではなくて手形払いが依然として多く見られるといった、そういう課題に 対応をいたしましたために、昨年九月に対策のパッケージを取りまとめさせていただいて、十二月に 関係法令の運用を大幅に強化をいたしました。

具体的に申しますと 例えば 一二は 公正取引法 委員会に協力いたしまして、下請代金法、これ下請取引の適正化を図るために規制法でございますけれども、その運用基準に、原価低減要請でござりますとか金型の保管に関する違反行為の事例

を追加をする、あるいは、下請中小企業振興法の
振興基準におきまして、人件費の例え上昇分で
すね、こういつたものを反映するようになつかり
協議をしてくださいと、いうようなことをお願いを
するとか、あるいは手形に関しましても、現金払
の原則でござりますとか、あるいは手形の支払期
間を六十日以内にできるだけ短縮をしていただき
たいという、こういう要請を、通達を改正いたしま
して行つたところでございます。

底、浸透をしていかなくちゃいけないということございまして、一つは、大企業を始めといたします幾つかの産業界に対しましては、そのサプライチェーン全体で取引適正化あるいは付加価値向上に向けた自主行動計画をお作りいただきております。策定を応諾していただいた七業種十二団体

ござりますけれども、年度内には計画を決定、公表していただけるという手はずになつてござります。

いまして周知 広報はもちろんでございますけれども、下請企業に対するきめ細かなヒアリングをこれからも継続していきまして、しつかりFFオーラップをしてまいりたいというふうに思っております。引き続き粘り強く取り組んでまいる所存でございます。

○森本真治君 おっしゃつていただいたように、周知徹底だけでなく、FFオーラップというところの部分をきめ細かく、いろいろとまた今後大変になつてくるかもしれませんけれども、しっかりと行つていただきたい。また、これについても引き続き注視 チェックを我々の方でもさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

続きました。地方創生やローカル・アベノミクスということで、当然これ地方財政にも大変大きな影響がありますので、そのことについてお伺いをしたいと思います。

それで、ちょっととこれ、参考人の方で結構なんですかけれども、今地方創生というのが、まち・ひと・しごと創生総合戦略というのに基づいて様々取組をされているんだと思いますね。

それで、大臣が御答弁や様々取組を説明すると

きにローカル・アベノミクスというものをしっかりと進めるんですけど、そういうようなことをよく言われるんですけれども、ちょっとこのローカル・アベノミクスというのが具体的にどういうイメージ、それこそ地元、それぞれ私の地域の皆さんにも説明するときにどういふふうに説明していくのでしょうか。

明するときにはなかなか説明がしにくいんです、
ローカル・アベノミクスつてそもそもまあこ
のまち・ひと・しごと創生総合戦略には出てこな
いんですけど、どのように説明したらいいでしょ
うか、教えてください。

ます一つは、地方からGDPを押し上げて強い日本経済につなげるということを目標として、一つは地域に雇用をつくり出す這樣に重点を置いてくるものだと思ふが、

そしてもう一つは、為替変動にも強い地域経済構造を構築したいということでございます。つまり、為替による影響というのは様々な産業で受けられるわけでござりますけれども、地域においてはできるだけ地産地消型の経済を、それは、産業においても地域資源を活用し、地域の人材を活用し、そしてまたエネルギーなどにおいても地産地消型や再生可能エネルギーを事業化していくといった考え方でございます。

○森本真治君 地域の雇用とか、しっかりとそこでの地域の経済の自立ということは分かるんですけど、これども、具体的な政策というのが、例えばこれまでも地域経済の対策というのはずっとやられていて、地域の活性化とか過疎対策もありますし、

様々な商店街の振興とか、いろんなのがあるんですけれども、それらと比べて、それはもちろん引き継いでいるところもあります、あると思いますよ。ただ、何が変わるんですかというようなところが、もうちょっと説明をしていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

域の資金、地域金融機関の資金も活用しながら、ざいます。これは、産学官に加えて金、つまり地域の資金、地域金融機関の資金も活用しながら、そして地域の資源も活用しながら、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援していくまです。全国の約二百団体で三百を超える事業が実施されています。

さわでしましますので、各地に好事例が生まれ始めていると想っています。

それから、先ほど申し上げました分散型工エネルギーインフラプロジェクトもようやく事業化の段階に入りつつござります。それからまた、今年度の第二次補正予算以降は、人と情報の流れを創出するチャレンジ、あるいはワーケンを取り組んでお

ります。それからまた、ふるさとテレワーク、これは、地域で、身近な場所で子育て、介護、様々なライフステージに応じた生活スタイルに合わせて、働く場所を増やしていくと。それからまた、都

○森本真治君 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、これ二〇二〇年度までだったと思うんですけども、先ほど大臣がおっしゃられた地域の雇用という部分は、この基本目標の一番に、地方における安定した雇用を創出するということで、口一カル・アベノミクスを推進するということだらうというふうに思うんですね。その次の基本目標の一では、じや、そういう安定した雇用を創出することによって地方への新しい人の流れをつくるといふことも総合戦略ではあります。

これからそろそろ折り返しにも、この五年間の目標の中のですね、折り返しにもなつてはいるということになりますから、少しこれまでの実態についてもきちんと理解をする中で、今後更に進めていくべきもの、また戦略の見直しを図るようなものも今後やっぱり必要なのかなというふうにも思ひます。

そういう面では、地方への新しい人の流れをつくる、二〇二〇年に、東京圏から地方への転出で

すね、これを東京圏から地方へは四万人増やすと
いうことですね。地方から東京圏へは、これ転入
ですね、転入しているのを六万人減らすといふこ
とで十万人ですね、トータルで。十万人を東京圏
から地方へと還流をさせるということでおざいま
す。

すけれども、その一方で、例えば二〇一六年、昨年ですかね、住民基本台帳に基づく人口移動報告なども出ておりますけれども、少しこれは、じや、数字ですので、参考人の方でもし分かれば、今この実績というか実態はどのようになつてますか、東京と地方のこの転入、転出の。

住民基本台帳人口移動報告の二〇一六年結果におきましては、東京圏、東京都と神奈川県、埼玉県及び千葉県でございますが、これの転入超過数は約十一万八千人となり、五年ぶりに前年に比べ

一千人減少しましたが、東京圏への転入超過は二十一年連続となつております。それから、東京圏への転入超過数十一万八千人のうち、十五歳から二十九歳の転入超過数が約十一万五千人となつております。これは就学とか就職による移動の影響が大きいものと思われます。

○森本真治君 ですか、今のお詫び説明では、これを、今十一万八千人超過になつてゐるから、これをまずゼロにして、さらに十万人地方に移すといふことでもよかつたと思うんですけれども、相当なこれ目標、二〇二〇年までにハードルは高いなど、いうふうにも思ひますけれども、実際に今のこの方針をこのまま続けていくということで、取組を続ければ、そこへ向かうとしているのです。

○国務大臣(高市早苗君) 今統計局長からお答えをしましたが、やはり分析してみますと、進学、就職の機会に東京圏に地方から人口が流出してしまったということですから、ここに歯止めを掛けなければなりません。先ほど来申し上げました施策に加えて新たに始めておりますのがチャレンジ・ふるさとワーク、ふるさとテレワーク、そして地方大学を活用した若者の定着支援などでございまので、これらの施策にまずはしっかりと力を入れて取り組んでまいります。

○森本真治君 本半
これまで以上に強力な取組
までしていかなければ、到底この東京一極集中の
流れというのは依然と止まらないなどということだ
と思います。

そういう中でもう一つだけ具体的な施策で、これは内閣府の方だと思いますがけれども、本社機能の移転ということで、これは私も審議の質問をした記憶がございますけれども、これについては、二〇一〇年まで五年間で七千五百件増加させているという、これもかなり高いハードルを当時掲げられていらっしゃいますけれども、まず現時点での実績を聞かせてください。

○政府参考人(星野岳穂君) お答え申し上げま

で進みつつあります人口減少と東京一極集中に歴史的を掛けるために、平成二十七年の通常国会で成立しました改正地域再生法におきまして創設をしたものでございまして、この税制につきましては、平成二十七年八月の施行後、これまでに四十四道府県が作成をいたしました企業の地方拠点強化に関する地域再生計画を認定をしたところでございます。これらの地域再生計画におきまして、現在千四百三件の事業により一万一千五百六十人の雇用創出が目標として掲げております。この地域再生計画に基づきまして、本年の二月の末までに百四十二件の事業者の計画が道府県において認定されておりまして、この中で七千百六十八件の雇用創出が計画をされてございます。

このように、各地域におきまして企業の地方移転や地方拠点の拡充に向けた具体的な取組が動き始めていると承知をしてございます。さらに、東京一極集中の是正に向けた取組を一層強化するために、昨年十二月に閣議決定されました平成二十九年度の税制改正大綱におきましても、この地方拠点強化税制に関する更なる拡充措置が盛り込まれているところでございまして、引き続き最新の状況を分析しながら、地方の拠点強化に係る施策に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○森本真治君 いろいろ御説明もいただいて、担当の皆さん方はいろんな取組を当然引き続き担われていたりとか、自治体の方でもいろんな取組をされているんだろうというふうに思いますけれども、やはり一番大きいのは世論の喚起というか、そういう雰囲気をつくっていくという部分に関しまして言えば、この国会もそうですが、一度法案などが通つてしまつと、その後そのままほつたらかしになつてしまつとうとうようなこととかも、やっぱり心配をして、事あるごとに我々としてもしっかりとその取組状況などはチェックをすると同時に、もっともっとやはりこの地方創生であつたり東京一極集中の是正という部分を、どうもいろいろと、特に今の政権は次から次にと新しいも

のはアドバルーンとして出されて、ちょっと前まであれ言っていたのはどうなつたんだろうなどといふようなことはちょっと多々あるのですから、そういう面ではしっかりと、そのアピールの仕方ですね、いろんなことを引き続き取り組んでいます。我々もしっかりと注視をしたいと思います。

ちよつと時間が、あと三分くらいになりましたので、ちよつとふるさと納税のことにさせていただきたいたいと思うんですけども、今これ衆議院の委員会、この参議院でもそうですけれども、このふるさと納税の問題がいろいろと上がってきてると思います。私も少し、ちよつと関心を持たせていたいたいたんですけれども、一つこれ、今の現状について、当初狙っていた目的なり、そのとおりになつてゐるのかということについて、今どのようにこのふるさと納税の制度について評価をされているのかということですね。

これ急激にここ最近関心が高まつて増えていますけれども、これちよつと、分かれば結構なんですが、来年度もこのトレンドは止まらないといふふうに理解していいのかどうかですね。

○政府参考人(林崎理君) 来年度の見通しといふ
新年度も。参考人で結構ですが。

のを今確証を持つて申し上げることはできませんけれども、一年前の実績見ますと一千六百億を超えるようなるさと納税金額ということで、その

前年の年に比べると四倍程度に伸びていると、こういう状況でございまして、引き続きある程度伸びていくものというふうに私どもの方も考えております。

う国民の意思に任せて、どんどんどんどんやりたい人は任せていくという考え方でいいのかということ、もう一つ、これまでの答弁で総務大臣が、この制度、特に返礼品のことについていろいろとちょっと研究をしたいなどつたので、ちょっと具体的に、もう四月にはというような御答弁ちよつとどこかで読んだので、もう時間がないのである程度固まつてきてはいるのかなと思ったので、その辺りの制度の見直しなどを考えていらっしゃるんだつたら、そこを聞いて終わるといふ思います。

○政府参考人(林崎理君) お答えいたします。

ふるさと納税制度、御承知のように寄附金税制という形を取つておりますけれども、実質的には自ら納める住民税の一部をほかの地方団体に納めるという効果を有しているものでござります。したがいまして、住民税の趣旨からいきましてこれはやつぱり一定の上限が必要だということです、元々、つくるときには自ら納める住民税の一割、それから現状では二割ということで上限掛かっているということで、自ら納める住民税の大部分は住所地の団体に残ると、こういう姿を今しつているところでございます。

ふるさと納税制度、現状の評価として地方団体からは、特に財政力の弱いところほどそうですがれども、財源確保といったような点、あるいは地域の発展につながるなど積極的な評価をいただいておりますし、また被災地支援といったようなことで国民の皆様にも活用されているという状況にあるところでござりますけれども、今御指摘あつたとおり、返礼品送付につきまして競争が加熱しているといったような状況等も見られて、これは問題であるというふうに私ども認識しているところでございまして、現在 私ども総務省では、有識者や地方団体から御意見いただきながら、返礼品送付に係る課題の洗い出しを行いつつ四月に向けて改善策を検討している、こういう状況でございます。

ありがとうございました。

○山下芳生君 日本共産党的山下芳生です。午前

の続きをやりたいと思います。午前

不開示決定の権限は機関の長、つまり、総務省に

関わるものは高市大臣が、防衛省に関わるものは

稻田大臣が持っているということですが、大臣、

なぜそうなっているんでしょうか。

○國務大臣(高市早苗君) 情報公開法上、個別の

開示請求に対する開示、不開示の判断について

は、國民への説明責任を負う各行政機関において

法の規定を踏まえて適切に行うこととされています。

一方で、この判断についての不服申立てについ

ては、各行政機関は、第三者機関である情報公

開・個人情報保護審査会に諮問し、その審査を経

なければならぬこととされています。

情報公開法は、このよくな説明責任を有する各

行政機関の判断と第三者によるチェックの仕組み

を組み合わせることによって開示請求に対する適

切な対応を全体として担保しているといふもので

ございます。

○山下芳生君 その責任者は行政機関の長なんですかね。

そこで、昨年九月三十日、ジャーナリストの布施さんから開示請求のあつた南スードンPKOに

関わる日報について、十二月二日の不開示決定が

どのような経過でなされたのかについて少し見て

いきたいと思います。

午後、追加でお配りした資料を御覧いただきたい

いと思いますが、これは防衛省から提出されたものであります。

「決裁・供覧」と書いてあります。件名、開示請求された文書の開示・不開示について、二〇一六年十月三日云々とありますけれども、これは、ジャーナリストの布施さんが九月三十日に開示請求をしたもののが防衛省として受け付けたのが十月三日ということでありまして、間違ひなくジャーナリストの開示請求についての決裁の文書

であります。

その下に、案のとおり決定、通知してよろしいかとあります。起案日は昨年、平成二十八年十一月三十日、これは十二月二日不開示決定直前の決裁文書ということになります。起案したのは防衛省大臣官房でありまして、この決裁で最終的な判斷を下すのは豊田官房長というふうになつております。

一枚目に、その案のとおり決定してよろしいかと言わわれている案一を付けておきました。一、請

求された行政文書の名称、南スードン派遣施設隊が現地時間で二〇一六年七月七日から十二日までに作成した日報、三、開示・不開示の別、不開示(不存在)というふうに起案されております。

注目いただきたいのは、その下の方に八番、関係課室という事柄がありますが、この関係課室といふのは決裁に当たつて大臣官房から意見を求める部署であります。そこにあるのは統幕監修官、監部参事官と書かれていますが、吉田参事官、これ、あなたのことですね。

○山下芳生君 あなたのことです。

ういう回答をしたこと。

○山下芳生君 ここでも書いております部局の責任者として私の責任で回答したとい

うのは、そのとおりでございます。

○山下芳生君 そこで、私はこの時点で、つまり中に日報が存在することを知っていたはずだと思

います。

○山下芳生君 同じく三月六日のやり取りですけれども、稲田大臣、こう言つております。統幕監修部では南

スードン派遣施設隊の日々の活動の概要についての資料を休日を除きほぼ毎日作成しており、大臣

室を含む省内等の関係先に配付をしております、活動概要是参事官付のUNMISS担当者が作成

をしておりますと、こう答弁を大臣がされております、三月六日ですね。

当然、この参事官付のUNMISS担当者が、毎日毎日、南スードンの活動概要を作成していた

こと、吉田参事官御存じですね。

○政府参考人(吉田正法君) はい、承知いたして

おりませんね。

○政府参考人(吉田正法君) この関係課室の趣旨でございますけれども、私の部局では南スードン

のPKO活動そのもの、内容を担当している部署

でございます。したがいまして、開示文書に当たるような場合に開示、不開示の該当箇所をどのよう

に判断するのかと、そういう観点から通常意見照会が来るものでございます。

今回の文書につきましては、陸上幕僚監部の方で探した文書、特に派遣元の部隊、それから報告

先の即応集団司令部で文書が既に規則にのつとて廃棄されていたということをもつて不存在であります。

○山下芳生君 日報も使って作られているといふことを御存じですね。

これまで大臣が答弁しておりますが、その照会に対する答えとしましては政策調整官ま

で回答しております。私として回答したわけではありません。

○山下芳生君 あなたの名前でここに関係課室とあるわけですから、直接あなたがやつたかどうか

じゃなくて、あなたが責任持つて意見なしというふうに答えたわけですよ。

○山下芳生君 あなたが答えたわけじゃないでしよう、そ

ういう回答をしたこと。

○山下芳生君 この報告書を作るに当たつて日報が使われていたということは御存じですね。

○政府参考人(吉田正法君) 済みません、厳密に日報がどうといふうに私が認知していたわけではありませんけれども、それも現地の情報の一つとして入つていたということだと理解しております。

○山下芳生君 入つていたと認識していたとい

うことであります。

○山下芳生君 当たり前なんですよ。現地の活動報告を毎日大

臣に報告しようと思つたら、現地からどういう情報が来るか、日報を通じてどういう状態なのかと

ができるはずないんですね。統幕は現にダウ

ロードして日報をずっと蓄積をしていた。あなた

が知らないはずないんですね。

更にちょっと伺いますけれども、あなたが必ず知つていたといふことがもうあなたの部下のブ

リーフによつて明らかになつております。二月七

日、統幕参事官付の田辺政策調整官が日報につい

てブリーフを行いました。この二月七日といふのは、ないないと言つていた日報が実はありました

と、統幕の中によつて、それが開示されていく

日であります。

ますので、日報のみにならない情報で作っている

といふことを御理解いただきたいと思います。

○山下芳生君 日報も使って作られているといふことを御存じですね。

○政府参考人(吉田正法君) 正直申しますと、私自身は実は日報そのものを見たことはございませんでした。全て関係部署等を含めた情報をまとめたものとして見ていたと、大臣への報告資料を見ていたといふことがあります。

○山下芳生君 この報告書を作るに当たつて日報がどうといふうに私が認知していたわけではありませんけれども、それも現地の情報の一つとして入つていたということだと理解しております。

統合幕僚監部参事官の電子データを扱つてゐる共
有フォルダの中からプリントアウトした形で皆様
にお配りしていると。
私もいたしましたけれども、それはあなたの
扱つてゐる共有フォルダの中からプリントアウト
したものだというふうにあなたの直属の部下の田
辺政策調整官がコメントしてゐるわけですね。参
事官の共有フォルダの中からプリントアウトをし
たと。五年間の日報が全部そこに蓄積されていた
ということですから、これは日報の存在を、あなた
の共有フォルダに入つていたわけですから、知
らないはずはないわけですね。

昨年十一月二十八日、不開示決定に対し意見
なしということを了解したといふのは、吉田参事
官、日報が自分のフォルダに存在していることを
知りながら不開示決定に意見なし、了解とした。
これ確信犯ぢやないですか。

○政府参考人(吉田正法君) 先生が今御指摘いた
だいています統幕の参事官という名称でございま
すが、それは今まで政策調整官も御説明しております
が、部局としての統幕参事官ということで御
理解いただければと思います。いわゆる統幕の何
とか課だと、課という言い方だと思つてください。
また、我々は、この日報などは、先ほど
も、午前中、副大臣から御説明させていただきま
したけれども、現地の部隊とその上級部隊である
即応集団司令部との間の毎日の報告文書にしかす
ぎないものでござります。それ以外にも現地の部
隊はそれぞれ情報を持つております。それが適時
適切に統幕にも入るようになつております。日
報だけが全ての文書の根源ではないということは
ここで改めて申し上げたいと思いますし、担当が
参照していたといふこともあらうかとは思いま
すけれども、それを定型的に全て我々が配付先と
して受け取つていたわけでもございませんし、保
存していたわけでもないということはこれまで
大臣も答弁しているとおりでござります。

○山下芳生君 そんなこと通用しないですよ。参
事官は部署であつてあなたじやないと言ふんだけ
ど、その部署の責任者はあなたでしよう。そのあ
なたが知らないわけないじやないですか。毎日大
臣に報告する活動概要を、日報をダウンロードあ
るは閲覧しながら作つていただんですよ。その中
に日報も含まれてることを承知してたとあなた
が言つてあるじゃないですか。

つまり、統幕参事官の部署の中にはこの日報の

データがあつたということなんですよ。そのこと
を知らないはずがないんです。知らなかつたら職
務怠慢ですよ。知つていて、あなたは日報の存在

を知つていて開示請求に対して不開示の決定をあ
なたの責任で了としてしまつた。そして、私に対
して、国会議員である私に対し、破棄したとい
う説明をさせた。これは許し難い隠蔽体質だと言
わなければなりません。

更に聞きたいと思いますが、稻田大臣はもう国
会答弁で繰り返し、三十日、限られた三十日以内
で見付からず不開示としたと述べておられます。

しかし、これは事実と違います。三十日で決定せ
ず、請求者に回答の延期を通知いたしました。三
十日間でまだ回答できませんので延期しますとい
う通知が布施さんのところに行つております。

で、その後また三十日。つまり、六十日後に不開
示決定の通知を大臣名で出しているわけです。

大臣、三十日じゃなくて六十日だったと、間違
いないです。あつ、参事官。

○政府参考人(吉田正法君) まず最初に申し上げ
ておきたいと思いますが、今回問題となつており
ます日報は昨年の七月のジュバにおける大規模衝
突に関してのものでござります。これはそのとき
から国会等でも御議論、御質問もいただいており
ますし、我々も、マスコミの関心も高かつたこと
もあり、例えば宿營地で流れ弾が見付かった件、
あるいはジュバで大規模な軍事衝突があつたとい
うこと、武力衝突があつたということについて全
てお話をしているものでござりますので、その内
容そのものをそもそも隠す必要もありませんし、
御説明していることであるといふうにまず申し
上げておきます。

それから、先ほどの三十日、六十日の件でござ
いませんけれども、三十日の間に文書を特定し、そ
の後、三十日で決裁を取つてたといふうに承
知をしておりますけれども、いざれにしても、私
の部局は先生方との間をつなぐ説明責任を負つて
いる部署でございます。私の立場としてこの日報
を隠す必要性は全くございませんし、もしうちの
部署が隠す必要があるのであればそもそもうちの

部隊の五ヵ月間の派遣継続、延長が決定されま
した。それから、十一月十五日の閣議で南スーザン
PKO部隊に駆け付け警護の新任務の付与が決め
られました。その間、南スーザンのジュバで繰り
返し戦闘があつたということを記録している日報
が開示、公表されたり、あるいは不開示したこと
が話題になつたりすることは、これは極めて不都
合だと政府、防衛省幹部が判断して、開示請求に
対する対応の方針を決めたと。すなわち、六十日
掛け不開示にしようじやないかということを決
定し、指示したと考えるのが自然だと私は思う
ですね。

初めからのシナリオができるていたと。十一月二
十八日、だから、大臣官房から統幕に対しての意
見照会があつたときに、統幕参事官は意見なし
と、すつと回答することができた。初めからこう
いうシナリオがあつたんじやないですか、参事
官。

○政府参考人(吉田正法君) まず最初に申し上げ
ておきたいと思いますが、今回問題となつており
ます日報は昨年の七月のジュバにおける大規模衝
突に関してのものでござります。これはそのとき
から国会等でも御議論、御質問もいただいており
ますし、我々も、マスコミの関心も高かつたこと
もあり、例えば宿營地で流れ弾が見付かった件、
あるいはジュバで大規模な軍事衝突があつたとい
うこと、武力衝突があつたことについて全
てお話をしているものでござりますので、その内
容そのものをそもそも隠す必要もありませんし、
御説明していることであるといふうにまず申し
上げておきます。

それから、先ほどの三十日、六十日の件でござ
いませんけれども、三十日の間に文書を特定し、そ
の後、三十日で決裁を取つてたといふうに承
知をしておりますけれども、いざれにしても、私
の部局は先生方との間をつなぐ説明責任を負つて
いる部署でございます。私の立場としてこの日報
を隠す必要性は全くございませんし、もしうちの
部署が隠す必要があるのであればそもそもうちの

部署に文書そのものが残つてゐるはずもないわけ
で、うちの中にあるものを不開示の部分は黒塗り
にして私の方から出させていただいたというのが
実情でございます。

○山下芳生君 だって、十二月二日に不開示決定
をするは閲覧しながら作つていたんですよ。その中
に日報も含まれてることを承知してたとあなた
が言つてあるじゃないですか。

○大臣政務官(宮澤博行君) 日報を基に様々な報
告を作るとき日報が一つの資料になつていると、
それはおつしやるとおりだと思います。

そういう中において、今回日報がそれを基にし
てモーニングレポートが作られているということ
と、この日報はそもそも内部規定の中において破
棄をしなければならないものであります。そして
また、参事官においてはそれが破棄されているも
のと認識の上で、今回不開示について意見なしと
されたものと我々は認識しているところでござい
ます。

○大臣政務官(宮澤博行君) 日報を基に様々な報
告を作るとき日報が一つの資料になつていると、
それはおつしやるとおりだと思います。

○山下芳生君 破棄なんかされていなかつたじや
ないですか。陸自にもあつたといふうに承
知しておきます。

○大臣政務官(宮澤博行君) これは非常に重大な問題だと思つてお
ります。憲法に関わる重大な問題で、国民に情報
が隠されたといふことですから、委員長に
二つお願いをいたします。

まず、統合幕僚総括官の辰巳昌良氏、それから
統合幕僚参事官の吉田正法氏の当委員会への証人
喚問を求めると思います。

第二に、情報開示に関わる重大な問題ですか
ら、外交防衛委員会と当委員会の連合審査を求
たいと思います。

よろしく御協議願います。

○委員長(横山信一君) ただいまの件につきまし
ては、後刻理事会において協議いたします。

○山下芳生君 もう防衛省の関係者の皆さん、御
退席いただいて結構です。終わりました。

○委員長(横山信一君) 防衛省の関係者の皆さん
は退席いただいて結構です。

○山下芳生君 それでは、残りの時間で法案の審
査を行いたいと思います。

○委員長(横山信一君) 防衛省の関係者の皆さん
は退席いただいて結構です。終わりました。

○委員長(横山信一君) 防衛省の関係者の皆さん
は退席いただいて結構です。

○山下芳生君 それでは、残りの時間で法案の審
査を行いたいと思います。

○委員長(横山信一君) 防衛省の関係者の皆さん
は退席いただいて結構です。

○山下芳生君 それでは、残りの時間で法案の審
査を行いたいと思います。

○委員長(横山信一君) 防衛省の関係者の皆さん
は退席いただいて結構です。

○委員長(横山信一君) 防衛省の関係者の皆さん
は退席いただいて結構です。

度から、学校用務員など十六業務の単位費用が削
減されております。総務省に伺いますが、予定し
ていた図書館や博物館、公民館や児童館の管理の
指定管理者制度の導入については断念したと聞い
ておりますけれども、どういう理由で導入をやめ
たんでしようか。

○國務大臣(高市早苗君) 図書館、博物館、公民
館、児童館など管理の四業務につきましては、昨
年、トップランナー方式の導入について検討を
行つておりましたが、今般導入を見送ることにし
ました。

その理由ですが、業務の性格として、既にトッ
プランナー方式を導入した府舎管理などの定型的
業務と異なりまして、教育、調査研究、子育て支
援といった政策的な役割を有していること、この
ため、地方団体からは、司書や学芸員など専門性
の高い職員を長期的に育成確保する観点から指定
管理者制度を導入していないという意見が多いこ
と、実態としても指定管理者制度の導入が進んで
いないことを踏まえたものでございます。

○山下芳生君 政府がこれから進めようとしている窓口業務の民間委託化、具体的にどのような窓
口業務で民間委託を進めようとしているんでしょうか。

○政府参考人(福島章君) 平成二十年に、地方自
治体が民間に委託できる業務の範囲ということ

で、当室で調査をしたもののがござります。そこで
は、具体的には、住民票の写し、戸籍の付票の写
し、戸籍謄抄本などの交付、国民健康保険関係の
各種届出書、申請書の受付など、窓口業務として
二十五業務を整理しているところでございます。

○山下芳生君 地方税に関してはどのような業務
を挙げているでしょうか。

○政府参考人(福島章君) 今申し上げました窓口
業務二十五業務のうちの一つとして、地方税法に
基づく納税証明書の交付というものがございま
す。具体的には、証明書の交付請求の受付に関す
る業務、証明書の作成に関する業務などでござい
ます。

○山下芳生君 私は、十年ほど前から市場化テス
トと称して税務関連の業務の民間委託化を進めて
いる大阪府の実態を聞いてまいりました。大阪府
では、例えば自動車税に関する問合せ業務、これ
三百万台ぐらいの大阪府には自動車が所有されてい
るわけですが、これに対する問合せ業務をコール
センターをつぐつて民間委託いたしましたし、そ
れから、先ほどあつた納税証明書の交付、作成業
務を民間委託をいたしました。

○國務大臣(高市早苗君) 地方税の徴収に関する
事務の中で、相手方の意に反して行う立入調査で
すとか差押え、公売等の強制処分などについて
は、地方税法の規定によって徴税吏員の実施主体
が限定されていることから、そのような公権力の
行使を包括的に民間事業者に委託するということ
はできません。これは通知によつて示していま
す。

○國務大臣(高市早苗君) だから、今御指摘の個人情報の保護に遺漏を
生じることのないよう特段の配慮と慎重な取扱
いが必要であるということも併せて通知をいたし
ておられます。例えば、民間事業者への業務委託を
行う場合には、民間委託した業務を徴税吏員の管
理下で行わせること、情報の他用途利用の禁止、
委託業務の再委託の禁止を徹底することなど、情
報の厳正な取扱いが確保されるように十分に留意
する必要を伝えております。

○山下芳生君 職員の管理の下でという言葉があ
りましたけど、この大阪府の自動車税のコールセ
ンターは元々府税事務所でやっていたことなんで
すけど、もう別の民間のビルの中にそのコールセ
ンター一室をつくりまして、職員も誰もいないと
ころにこういう情報だけがどんどんどんどん流れ
るということがあつて、これはさすがに職員や住
民から批判されまして府税事務所の中でもやること
にしてるんですけど、しかし一民間企業に丸ごと

手が出るほど欲しい情報で、一件大体二千円ぐら
いで取引されているとも言われております。

それから、いろいろ配慮されていると言つんで
すけれども、確かに契約上守秘義務に関する誓約
書を書かせるなどしているんですけど、これはあく
までも契約上のものであります。法律上の守秘
義務ではありません。刑事罰含めた守秘義務が掛
かるわけではありませんので、したがつて、實際
に漏えい事件も起っています。

大阪では、この民間委託先の労働者、残念なが
ら首を切られた方が腹いせに、自分が取得した情
報を持つてゐるんだということをわざわざ手紙で
送り付けるなどの事件が起きました。五月の納
税通知期、これ忙しい時期ですけれども、このと
きに大量に採用して、忙しくなくなつたらもう解
雇すると。これが民間ならその弊害に対応できる
といふ言い方で出し入れ自由だと。そうすると、
やっぱり労働者の皆さんにそういう気分が生まれ
て漏えいになつたということですから、これは極
めてリスクが高いと私は実態を聞いて思いました。

それからもう一つ、納税者の生活や営業を無視
した催告等の拡大の危険といふものも極めてある
などというふうに思いました。

先ほど大臣ちょっと触れられましたけれども、
自動車税のコールセンターでは、自主納付の呼び
かけ、催告業務というものをされております。こ
れは言い方にいろいろ規制があるようで、税金を
払いなさいと言つたら公権力の行使に当たると。
したがつて、お忘れではありませんかとコールす
るんです。これだと公権力の行使に当たらないと
いうふうに解釈してその催告業務をしているそ
うなんですが、しかし、サービス要求水準といふも
のが設定されて、それをクリアしなければ契約金
額にペナルティーが発生するということに委託先
とはなつてゐるそつです。

そのサービス要求水準、具体的にコールセン
ターではどんな項目があるかということを一部紹
介したいんですが、収入率という水準がありま
す。これは、電話したものの中うち納付された税額

委託されていると。

それから、いろいろ配慮されていると言つんで
すけれども、確かに契約上守秘義務に関する誓約
書を書かせるなどしているんですけど、これはあく
までも契約上のものであります。法律上の守秘
義務ではありません。刑事罰含めた守秘義務が掛
かるわけではありませんので、したがつて、實際
に漏えい事件も起っています。

大阪では、この民間委託先の労働者、残念なが
ら首を切られた方が腹いせに、自分が取得した情
報を持つてゐるんだということをわざわざ手紙で
送り付けるなどの事件が起きました。五月の納
税通知期、これ忙しい時期ですけれども、このと
きに大量に採用して、忙しくなくなつたらもう解
雇すると。これが民間ならその弊害に対応できる
といふ言い方で出し入れ自由だと。そうすると、
やっぱり労働者の皆さんにそういう気分が生まれ
て漏えいになつたということですから、これは極
めてリスクが高いと私は実態を聞いて思いました。

それからもう一つ、納税者の生活や営業を無視
した催告等の拡大の危険といふものも極めてある
などというふうに思いました。

先ほど大臣ちょっと触れられましたけれども、
自動車税のコールセンターでは、自主納付の呼び
かけ、催告業務というものをされております。こ
れは言い方にいろいろ規制があるようで、税金を
払いなさいと言つたら公権力の行使に当たると。
したがつて、お忘れではありませんかとコールす
るんです。これだと公権力の行使に当たらないと
いうふうに解釈してその催告業務をしているそ
うなんですが、しかし、サービス要求水準といふも
のが設定されて、それをクリアしなければ契約金
額にペナルティーが発生するということに委託先
とはなつてゐるそつです。

そのサービス要求水準、具体的にコールセン
ターではどんな項目があるかということを一部紹
介したいんですが、収入率という水準がありま
す。これは、電話したものの中うち納付された税額

割る電話納税催告対象税額総額、これが一つの水準になる。だから、電話して納付してくれた方が多ければ多いほど成績が良くなる。それから電話応答率、電話したもののうち応答した件数割る電話発信総数。これ、留守のところに幾ら掛けても駄目なんで、いるときに掛けなければならないと。エスカレーション率、コールセンターの業務範囲内の案件を大阪府の職員に引き継ぐこと。これら、引継ぎが多ければ多いほど駄目というふうに評価をされる。そうですが、

こういう水準が課せられることによって、委託された企業側はサービス水準クリアを目的に業務を行うことになりまして、夜間、休日お構いなしの催告、それから納税の呼びかけを超えた差押え等の脅しや、本来猶予されるべき制度があるにもかかわらず、それを紹介しないで支払わせるためだけの催告になる危険があると。委託先の非正規労働者は個人別の成績管理がやられているようで、契約打切りの恐怖の中でこうした、払つてもらう人の、成績を上げよう、できるだけ電話の応答率を高めようということで、残念ながら休日だとか朝に掛けるということも起りがちだと。これ、一般の税務の職員だったら、権力を行使する者として、そういう安穩、平穀を破壊するような時間帯に電話をするようなことは慎んでいます。いうお話でしたけれども、こういう水準に掛けられたらそういう事態にならざるを得ない。

大臣に伺いますが、こういう実態が、これはもう既に十年ぐらい大阪府でやつた結果現れている懸念すべき事態ですが、こういう事態が起つていることを御存じだったのか、ゆゆしき事態と思われないのか、いかがでしょうか。

○国務大臣(高市早苗君) 今委員が紹介されたことが事実であるのかどうか、これについては私は把握をいたしておりません。個別の事案でござりますので、やはりこれは地方税法、それから通知の趣旨を踏まえて、地方団体の税務当局の判断と責任において対応していくべきものだと思っております。

また、徴税吏員が行う督促状の送付、これは公権力の行使になるかと存じますが、滞納者に対する電話による自主納付の呼びかけなどについては、公権力の行使に関連する補助的な業務として行使そのものには当たらず、民間委託は可能なものでございます。

ただし、その民間委託先に対して、やはりこれは地方団体に対し、これ総務大臣通知を発出ししているんですが、委託先等の事業者における労働法の遵守、雇用・労働条件への適切な配慮などについても要請をしております。余りにも委託先での労働者に対する過酷なことが行われている、労働法令が守られていないということでは困りますので、これは大臣通知を発出させていただいているところであります。

○山下芳生君 私が今言つたことは事実です

で、そういうことが起こつてゐるということを、これから窓口業務の民間委託ということを政府と

してトップランナー方式の中に採用するかどうか

というときに、よくこれは考える必要がある問題

として提起をしておきたいと思います。

それから、この窓口の民間委託によつて、本来全ての納税者に保障されるべき専門的な対応を困難にさせるリスクというのも生じてゐると感じました。大体、民間委託されたその働く方々は、

府税のしおりという簡単なしおり程度の制度紹介

をマニュアルに基づいてやると。税務経験のない非正規労働者の方がそういう対応をされてゐるわけで、制度を知らなければ職員につなぐといふこともできないおそれがありますし、先ほど言いま

す。午前中に統括まして質問させていただきます。

一つは、住民訴訟なんですね。まあ今、西の方では森友学園が大変にぎやかですけど、東の方では豊洲移転ですわね。豊洲移転に絡んで住民訴訟が起こされているんですね。

この住民訴訟というのは地方自治法ができるときからあるんですけど、私は、大変面白いけど乱暴な制度だと、アメリカの納税者訴訟をそのまま入れた制度なので。公金の違法、不当な支出や財産

管理その他財務ですよ、財務について問題があつたら誰でもその訴訟が起こせるんですね。納税者

でなくともいいんだから。

これがその後今日に至るまでいっぱい全国で起つて、しかも大変な額の、あの豊洲の場合

は百億、何百億というんですですが、何十億、何億といふのはざらなんですよ。交付税の算定を間違えたら誰もいつて当時の首長や財務部長が訴えられたり、まあ、ある意味で私は、むちやくちやとは言わぬけれども、かなり乱暴な制度だと思つて

ますか。私は、窓口業務というのは業務の最前線、第一線だと思います。例えば納税者は、やはり税の専門性に基づく分かりやすい説明と対応、税の賦課徴収の公平性と納得こそを求めているのであって、それに応えることが納税行政の責務であると思いますが、残念ながら、窓口、第一線でそういう

う対応がされずに、本来いろいろ受けることができる減額、免除などが受けられずにそのまま終わつちやうということも、残念ながらこれは起こり得るという危惧がされております。これも大事な問題として提起をしておきたいと思います。

そこで、こういう問題を、次々と導入しようとしているわけですが、これまでトップランナーは多くの自治体でやつてあるところに導入するんだと言つてきましたが、これまで導入されたものがどの程度の導入率であったのか、それから窓口業務についてほどの程度の導入率になつてゐるのか、お答えください。

○政府参考人(黒田武一郎君) お答えいたしま

す。

トップランナー方式につきましては、多くの団体が民間委託等の業務改革に取り組んでいる業務について導入しております。

具体的な業務改革実施割合の例でござりますが、平成二十八年度に導入した業務のうち、例えば学校給食の調理につきましては、給食実施市区町村のうち一部委託を含む民間委託の実施団体の割合は六二・六%、平成二十九年度に導入予定の業務のうち、例えば青少年教育施設管理については、都道府県の全施設数のうち指定管理者制度を導入している施設の割合が六三・六%などとなつております。また、窓口業務につきましては、現在、業務改革の実施率といたしまして、総合窓口化をしているものが一二・一%、アウトソーシングが一六・〇%という状況と承知しております。

○山下芳生君 今の答えは、何か一つの業務でも民間委託すればその市が全体として窓口業務の民間委託しているというふうにカウントした数字であります。かなり水増ししております。

資料四枚目に、資料の最後に、これはみずほ総合研究所が、窓口委託が考えられているそれぞれの業務ごとに、一つ一つの実際の民間委託されてる率を調べて出したものがあります。高いのであります。かなり水増ししております。

これは、きちっとした制度にすべきだと思うんですね。場合によつてはパフォーマンスをやられる、政局に利用される。あの豊洲のことじやありませんよ。私は、そういうことで、きちっとするのには大変なことがあります。私は、そういうことだと長い間思つてきたんです。

が、やつと去年か何かの地方制度調査会の答申があつて、今度立法化するわけでしょう。遅いんじゃないですか。何で今回なつたんですか。その経緯をまず、局長。

○政府参考人(安田充君) お答えいたします。御指摘のように、今回の改正でございますが、

昨年三月に總理に提出されました第三十一次地方制度調査会答申、これに基づくものでございまして、ここで住民訴訟制度につきましては、全体の

ガバナンスの見直しによりまして不適正な事務処理の抑制効果を高めるとともに、長や職員への萎縮効果を低減させるため、軽過失の場合における長や職員個人への損害賠償責任の追及の在り方を見直すことが必要であると、こういう提言がなされたところでございます。

その後、この答申につきまして様々な意見が寄せられたということを踏まえまして、答申後、改めて有識者を構成員として住民訴訟制度の見直しに関する懇談会というものを設けまして、ここで御議論をいただきまして、本年に入りましてから、長や職員等が職務を行うにつき故意、重過失がないときは損害賠償責任を限定する措置を講ずることが相当であると、こういう取りまとめをいたしましたとございまして、この懇談会の報告の趣旨に沿いまして今回法案化をし、国会に提出させていただいた次第でございます。

○片山虎之助君 私が言つているのは、制度がで

きたのは昭和二十三年なんだよ。七十年たつていの。いっぱい問題があつたんだ、今まで。しかも、訴えられるのはいっぱい訴えられる、それから議会がすぐ免責決議をやるとか、もういろいろなことがあつたんで、遅いじやないかといつて、七十年たたないと何でならないのか。あなたが言つたのは最近の手続よ。何で直らなかつたんですか。端的に。

○政府参考人(安田充君) この間におきまして

も、住民訴訟制度の見直しが全くなかつたわけでもございません。

最近におきましては、平成十四年にいわゆる四

号訴訟について訴訟制度の見直しということが行われまして、それまでは、例えば首長個人を被告として訴えると、こういう仕組みであったわけですが、まず第一弾の訴訟として地方団体から首長個人に対する訴訟を起こすと、こういう訴訟制度の見直しも行われたところでござります。

住民訴訟制度については、これはやはり地方自治体の財政運営を適正化するために有効な制度であるという考え方もございまして、様々な議論が行されてきて今回の見直しに至つたところでございます。

○片山虎之助君 もう時間を取りただけだ、あなた

の説明聞いていると。

だから、どう直すの。そのポイントだけ言つてください。大臣、どうぞ。

○国務大臣(高市早苗君) 今回の地方自治法改正案、御議論をいたぐわけですけれども、軽過失の場合は長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任を限定する旨を条例で定めることを可能とするものでござります。

住民訴訟の有する不適正な事務処理の抑止効果を維持しながら、長や職員に対する個人責任の追及の在り方を見直すというものでござります。

○片山虎之助君 もうこれはやめますわ。また法

案が出てきたらしっかり議論をさせていただきま

す。

そこで、本題の地方財政計画や地方交付税の方

に移りますけれども、税収の論議がありました、先ほども江崎さんの質問で。それで、来年度の地

方財政計画は割に窮屈なんですよ。何で窮屈かと

いうと、今までは、税収が年度末になると、年度

が過ぎると上振れるんですよ。税収が予算に組ん

だより増えるんですよ。だからそれを使うんだけど

それがずっと続くんですよ。来年度だけですよ、繰

越しがないのは。五年間ずっと繰越しでやつてき

ころが、今日は上振れないんですよ、減らしたんだから。減らしたやつをまた増やすんですけれども、本年度の、本年度ですよ、本年度二十八年度は減らして二十九年度はまた増やして、当初と比べると、今日お話をあつたように一千億か何かでしょ。何でこういう状況になつたんですか。これを

おつしやるとおり、二十八年度の税収の、国で補正を行つたわけでござります。直近の課税実績、企業収益の見通し等々を踏まえまして一・七兆円の減額をしました。

○政府参考人(井上裕之君) お答えいたします。

○片山虎之助君 もう時間を取りただけだ、あなた

の説明聞いていると。

だから、どう直すの。そのポイントだけ言つてください。大臣、どうぞ。

○国務大臣(高市早苗君) 今回の地方自治法改正案、御議論をいたぐわけですけれども、軽過失の場合は長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任を限定する旨を条例で定めることを可能とするものでござります。

住民訴訟の有する不適正な事務処理の抑止効果を維持しながら、長や職員に対する個人責任の追及の在り方を見直すというものでござります。

○片山虎之助君 もうこれはやめますわ。また法

案が出てきたらしっかり議論をさせていただきま

す。

そこで、本題の地方財政計画や地方交付税の方

に移りますけれども、税収の論議がありました、先ほども江崎さんの質問で。それで、来年度の地

方財政計画は割に窮屈なんですよ。何で窮屈かと

いうと、今までは、税収が年度末になると、年度

が過ぎると上振れるんですよ。税収が予算に組ん

だより増えるんですよ。だからそれを使うんだけど

それがずっと続くんですよ。来年度だけですよ、繰

越しがないのは。五年間ずっと繰越しでやつてき

る。いつばい問題があつたんだ、今まで。しかも、訴えられるのはいつばい訴えられる、それ

をちよつとお聞きしたいんですが、これは、高めといふ意見がこの委員会でもあつたし世間でもありますよ。高めに、経済成長率を含めて高めの税収なんて確保できないんじやないかという意見があるけど、どうですか。

○政府参考人(井上裕之君) お答えいたします。

二十九年度の税収は、先ほど申し上げました二十八年度補正の減額をベースにしまして、その上で、政府経済見通しの雇用・所得環境の改善、消費や生産の増加を反映させて見積りをしております。

○政府参考人(井上裕之君) お答えいたします。

○片山虎之助君 もう時間を取りただけだ、あなた

の説明聞いていると。

だから、どう直すの。そのポイントだけ言つてください。大臣、どうぞ。

○国務大臣(高市早苗君) 今回の地方自治法改正案、御議論をいたぐわけですけれども、軽過失の場合は長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任を限定する旨を条例で定めることを可能とするものでござります。

住民訴訟の有する不適正な事務処理の抑止効果を維持しながら、長や職員に対する個人責任の追及の在り方を見直すというものでござります。

○片山虎之助君 もうこれはやめますわ。また法

案が出てきたらしっかり議論をさせていただきま

す。

そこで、本題の地方財政計画や地方交付税の方

に移りますけれども、税収の論議がありました、先ほども江崎さんの質問で。それで、来年度の地

方財政計画は割に窮屈なんですよ。何で窮屈かと

いうと、今までは、税収が年度末になると、年度

が過ぎると上振れるんですよ。税収が予算に組ん

だより増えるんですよ。だからそれを使うんだけど

それがずっと続くんですよ。来年度だけですよ、繰

越しがないのは。五年間ずっと繰越しでやつてき

る。いつばい問題があつたんだ、今まで。しかも、訴えられるのはいつばい訴えられる、それ

税と地方。前の方があがめましたといふけれど、そうでもないですか。もしそうなら原因を言つてください。一時間掛かるかな。いや、それじゃ後でいいわ。

そこで、全体がかなり窮屈だから、財政はかなりやりくりしたんですよ。大臣以下頑張つて、私はこれでもよく確保したと思いますよ、こういう税収状況の中でね。それは多とするんだけれども、やりくりで高めに税収を見たのと、もう一つは、臨財債をまた延ばすんですよ。それと、今までの交付税特会の借入れをこれ延ばすんですよ。また、大体、あの償還計画はできないような計画だつたんです。それを更に延ばすんですよ。結局、まあ借金頼みですよ。

だから、特会で借りているやつを、まだ四十兆ぐらいあるでしょう、四十兆か何兆があるんですね、それを、今の償還計画立てたやつを延ばすのです、それで、来年度五千億返すやつを四千億にするんです。それから、何年間か延ばすんですよ。先のことは知らないというようなやや感じになります。

これが交付税特会の借入金の返済、それと臨財債を、申し訳ないんですけど、平成十三年で、私がたまたま大臣だったから、宮澤大蔵大臣との間でできた。まだ続いているんですよ。あれは三年間でやめると言つたのに、三年間、三年間、三年間やつて、もう十何年ですよ、十七年。やめれる、やめれないわね。財政局長、どうなんですか。

○政府参考人(黒田武一郎君) 基本的には、臨財債に頼らない財政構造というのが私たち一番望ましいと考えておりますけれども、現段階で巨額の財源不足を発生していく、それに代わる仕組みをこの臨財債という方法以外に見出しかねているというのが現状でございます。

○片山虎之助君 結局、国も地方もお金がないんですよ。それで、地方財政を、穴が空くやつを見るのは借金なんですよ。それで、借金を主体が国

がやるか地方がやるか特会がやるかなんです、特別会計が。地方がやるというのは、私もかんだぞりの臨財債という国と地方の折半ルールなんです。それまでは特会が借りたんですよ、交付税特別会計が。それが今四十兆か何かたまつていて、それをどうやって返すかということになつてい

る。国が借りてくれて丸ごと地方へ投げてくれる

ばかりですよ。今度は国がもちませんわね。そんなことまで、総務委員会がこんなことまで考えないでいいのかもしれぬけれども、そんなんですよ。大臣、どういう認識ですか。

○國務大臣(高市早苗君) 今回、委員もおつしやつていただきましたけれども、大変苦労をいたしました。あらゆる手段行使して、その上で地方の一般財源総額の確保も行つてしまひました。なかなか厳しい状況でござります。しつかりと返すものは返していかなきやなりませんけれども、そして財政の健全化も進めていかなければなりません。とにかく少しづつでも返していこうという視点でスタートしまして、当初一千億円からスター

トいたしました。その後、消費税の引上げ、地方

消費税の財源の確保等々のめどが立つたこともございまして、最終的には一兆円について何とか財源が確保できるのではないかというめどの下で償還計画を作らせていただけております。

○片山虎之助君 それと、今の借りたやつを返すやつを延ばすのと、臨財債という国、地方の折半で借金をするやつをこれ延ばしていく、これから三年やる。これで当面泳ぐんですけど、もう一つは、地方公共団体金融機関というのがあるんですよ。昔の公営企業金融公庫が、これが公営企業債

で高い利子で地方にお金を貸してためたお金があるんですよ。そのお金を食い潰しているんですよ。今地方財政に入れて。これが、この前何兆円かやつてまたやつて、今回またやるんですよ。今までどのくらいそこから助成してもらつたといふか回してもらつたのか、今回が幾らかちよつと言つてください。

○政府参考人(黒田武一郎君) 御指摘の機構の金利変動準備金でございますけれども、この活用につきましては、この機構法の附則第十四条におきましても、これを今年度と同様の四千億にいたしまして、それを三年間続けます。その後、一千億円ずつ増やしていくまして、一兆円になつた時点

で一兆円ですと返していくことになります。そこで、償還金はそういう形で繰延べになります。

○片山虎之助君 この準備金につきましては、これまでこの附則

で一兆円も返せるような、よくそういう計画を作られるね。どういうその当てがあるんです。先のことをどうやつて返すかということになつてい

ただきました。その都度御議論いたいたところまで、総務委員会がこんなことまで考えな

いでいいのかもしれぬけれども、そんなんですよ。大臣、どういう認識ですか。

○政府参考人(黒田武一郎君) 特会の償還につきましては、過去もいろいろな償還表を作らせて

いる。國が借りてくれて丸ごと地方へ投げてくれる

だけです。今度は国がもちませんわね。そんなことまで、総務委員会がこんなことまで考えな

いでいいのかもしれぬけれども、そんなんですよ。大臣、どういう認識ですか。

○片山虎之助君 一兆八千億ですよ。一兆八千億円のお金が機構がためている貯金から地方財政の方に回っているんですね。地方団体が元々負担

した利子やその他だからいいといえばいいけれども、こういうやりくりというのがどういうことに

なるのかね。

それで、あと機構には幾ら残るんですか。今

言つたように、一兆八千億も出して、あと幾ら残る。

○政府参考人(黒田武一郎君) 二十七年度決算で、機構には、この準備金につきましては一・六兆円残ることになつております。これを更に活用できないかということで、来年度以降九千億円を

使わせていただくことになりますので、それで現在使える額はほぼいっぱいという見通しになつております。

○片山虎之助君 それは皆さんの意見聞いています

んでしようね。地方団体の意見なり機構の意見なり。御無理ごもつともでお上の言うことは聞くか

なつてあります。

○片山虎之助君 それは皆さんの意見聞いています

んでしようね。地方団体の意見なり機構の意見なり。御無理ごもつともでお上の言うことは聞くか

なつてあります。

○政府参考人(黒田武一郎君) この金利変動準備金を含む機構法を成立させていただきましたとき

に、それぞれの附帯決議の中でも地方公共団体の意見を十分に聞くように、それから機構の経営状況を十分に踏まえて判断するようとにうことを

指摘いただいておりましたので、今回につきまして、公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められると

ときは、当該上回ると認められる金額を国に帰属させると規定しております。

○片山虎之助君 これは元々金利変動準備金なんですね。金利が動くから、危ないから金持つておかなければなりません。

○片山虎之助君 これが元々金利変動準備金なんですね。金利が動くから、危ないから金持つておかなければなりません。

</div

すわね。

しかし、こういう状況でやつていくといふことには、地方財政の将来がどういうことになるのか大変心配なので、例えば今交付税率を上げるなんどいうのは、なかなかそんなことはできませんわね、国の財政を考えるときに。そうしたら、このままいくとどんどんどんどん國も追い込まれるなんなら地方財政も追い込まれますよね。地方創生どころじゃないんですよ。財政面で破綻しちゃう。だから、我々は、我が党は、統治機構を改革してもつとひっくり返すようなことをしないと財政もまたないと、国の財政、地方の財政、政治、行政そのものもまたないと、こう言つてはいるんですが、まあそれは置いておいて。

大臣、どうですか、今みたいなやりくり算段して無理をして、結果としてあつちこつちに迷惑を掛け、それでいつまでやつてひけるのかと思いますよ。まだやつてひけます、もう少しは。そうしたらどうなるんですかね。

○国務大臣(高市早苗君) 国も大変ですし、地方の財政状況も大変でございます。その原因というのは、本日の委員会でも議論がありましたけれども、一つは高齢化に伴う支出が増えているということ、そしてもう一つは、やっぱり国の制度、これに基づいて地方の支出というものが一定程度発生するということになります。ですから、国がやるべきことは何か、地方がやるべきことは何かといふところで一定の整理、また制度の見直しといふのは臨機応変に行つていく必要があると思います。

○片山虎之助君 国、地方を通じる徹底的な行財政改革といふんでしようかね、そういうことを含むものを、しかも中途半端じゃもうもたないと私は思ふんですね。そういう意味で、今すぐ結論を出すとかなんかといふことじやありませんが、ひとつ御検討賜りますように、総務省というのは私そういう役所だと思ってるので、是非よろしくお願ひいたし

たい。国、地方を通じる日本の在り方、行財政の在り方、それが国民の福祉にどうつながるか、是非

を願います。

下水道の老朽化対策につきましては極めて重要な課題であるというふうに考えております。この

ため、平成二十七年に改正いたしました下水道法において、維持修繕基準を創設し、腐食のお

新、公共施設の、地財計画の中にも項目を作つて特別の財政措置でされているので、私非常に結構なことだと思つんです。そして、その中には一般

会計分だけじゃなくて公営企業の方も、公営企業

会計の方も当然入るべきなので、特に私は上水道と下水道の更新というのがもうそろ時期に来たらじやないかという感じを非常に持つてゐるの

で、現在の上水道、下水道の状況とその更新対策について、厚生省と国交省になるんでしょうが、御説明をください。

○政府参考人(北島智子君) お答えいたします。水道は国民生活に必要不可欠なインフラでありまして、水道施設の適切な更新を行つていくことは極めて重要な課題と考えております。

現在の改築事業費でございますが、年間約〇・六兆円であります。今後の改築事業費につきましては、現行の技術水準を前提として、平成三十一年度に約〇・八兆円、平成四十五年度には約一兆円というふうに推計をしております。

○片山虎之助君 いやいや、それは大変な額ですよ、上水道も下水道も。

それで、利用する人が減るんだから、人口は減るんですからね。しかし、そうなると、結局、国民の負担が上がるということになるんですか。その辺のお考えをちょっと簡単にお聞かせください。

○政府参考人(北島智子君) お答えいたします。国庫補助につきましては、政策的なものについて地域などの一定の条件で、政策的なものについては支出をしておりますけれども、水道につきましては原則として水道事業者が負担する水道料金等から水道事業者が負担するものと考えております。

さらに、水道施設の老朽化等に対応するため、水道法の一部を改正し、水道施設等の適切な資産管理の一層の推進を図ることとしております。

また、水道施設の更新等に要した費用でございまますが、平成二十六年度実績で約一兆六百億円となりました。

今後の更新費用につきましては、更新の規模、それから耐用年数をどのように想定するのか等によつて大きく変化することから詳細にお答えするところは困難でございますが、一つの推計として、各水道施設を法定耐用年数で更新した場合、平成二十一年度から平成六十二年度までの平均更新費用は年間約一・四兆円となります。

な考え方の見直しを行つたところであります。

今後とも、経営健全化に向けてしっかりと策を検討していきたいというふうに考えております。

○片山虎之助君 私が言つてるのは、国民負担を上げないようにしてくれば、そのためには効率化と広域化かな、そういう経営戦略みたいな観点が必要ではないかと。それをお聞きしたかったんですけど、総務省の方で、公営企業ということで、そういう指導していますよね。総務省、どうですか。

○政府参考人(黒田武一郎君) 今御指摘ございま

したように、今後人口減少が進む中で、上下水道施設の老朽化に伴う更新需要の増大が見込まれるなど、非常にこの経営環境は厳しさを増しつづきます。例えば、平成二十五年度から二十七年

度までの三年間の使用料を見てまいりますと、一

般家庭、二十立米当たり、上水道が三千百円から

三千八百八十八円に、下水道が二千九百三十一円から三千十七円に上昇している状況でございます。

こういう中で、このサービスを将来にわたり安

定的に提供していくためには、まずは施設の統廃合、ダウナサンシジング、長寿命化などにより投資

の水準を見直しますとともに、民間活用などによ

り維持管理の効率化を進め、経営改善、合理化を

より一層徹底することを通じ、料金の原価を極力

抑制することが重要であると考えております。こ

の観点からも、経営戦略等を作つていただきまし

て、より効率的な経営に努めていただきたいと考

えております。

○片山虎之助君 参考までに教えていただきたいのですが、水の使用量というものは増えているんですね、だから節水などいろいろな条件ですか、減っているんですか。増えているんでよ。

○政府参考人(北島智子君) お答えいたします。

人口減少、それから節水などいろいろな条件がございまして、水道料金の徴収が減っている、減

る傾向にあると考えております。

○政府参考人(森岡泰裕君) 下水道につきまして

は、現在普及を進めている地域もござりますことから、全国的なボリュームといたしましてはまだ減少傾向にはございませんで、今後整備が、普及が進む段階におきまして、人口減少等に伴う影響が出てくるものというふうに考えておりま
す。

○片山虎之助君 それで、総務省 今 上下水道
聞いたんだけど、皆さんの方は公共施設全般を見
直して、もう一遍更新を含めてきちっとやり直せ
と、こういうことを言つて いるわけですね。そ
れは、需要とその財源手当て といふのはもううま
くリンクさせて いるわけですか。

○政府参考人(黒田武一郎君) まず、公共施設等総合管理計画の中におきましては、全ての公共施設につきまして将来の更新投資を見積もつていただき、何が一番効率的な管理につながるかといふのを整理していくいただくということになります。この公営企業につきまして、それぞれ経営戦略を作つていただきまして、これは十年以上のスパンでどの程度の投資が必要になるか、その中でどの程度の料金收入が入つてくるかを見積もりまし

て、料金収入でその投資が賄い切れないと、そこにはその投資の在り方を見直す等々について更に検討していただきまして、全体として持続可能な企業を目指していくべく、そういうことを目指しております。

〇片山虎之助君 その見直しは、専門家みたいな人のアドバイスや何かがなくてもできるの、よく分からぬけど。自ら、それぞれの自治体が自分でやりますといつて自分で計画を作つてやらせること、こういうことになるんですか。

○政府参考人(黒田武一郎君) 基本はそれぞれの経営体でやつていただくことになりますけれども、その必要なアドバイザーでありますとか専門知識につきましては、私どもの方でもいろいろとサポートさせていただいているります。

○片山虎之助君 それで、もう一つ大きいのは、
地方消費税なんですよ。今は地方消費税というの
が地方財源の中で大変重要な地位を占めるに至つ

ているんで。この地方消費税は、できるとき大騒動だつた。自民党と社民党とさきがけの連立政権

く表すように見直すといふこと、これは元々重要な課題であります。

つくった、平成六年のときには。三党から出でて、いつて、わつしょいわつしょいやりまして、私なんかも入つて、それでつくつて、制度になるのは九年ですよ、平成九年からですけどね。その地方消費税が果たして地方税になるのかという議論があつたんですよ。しかし、それは最終消費地で清算すると、こういうことで、大議論の未決まつたんですね。

いふ。
その経緯を簡単に、税務局長、復習してください。

○政府参考人(林崎理君) 今御紹介ありましたとおりでございまして、地方消費税は、多段階の消費型付加価値税ということで、地方税として組んだ場合に、各事業所が所在する都道府県に納付する仕組みとしたとしても、税が、負担するのはこれらは消費者で、消費者の所在する地域とその税収の帰属地の不一致が生じるということになつて、この点が問題だということになつたわけでござります。

それで、この最終消費地と税収の帰属地の不一致を解消するために、一旦国から各都道府県に払い込まれた地方消費税収を、商業統計などの統計に基づいて算定した各都道府県の最終消費に相当する額によつて各都道府県間で清算する仕組みを

導入することとして解決をしたということですが、それでいまして、今御紹介あつたとおり、今非常に大きな役割を果たしているということになります。

○片山虎之助君　それの清算の基準を今直そうとしているんですよ。やっぱり地方消費税を人口の

少ない方に少し回そうと、大都市圏や東京じゃないくて、基準をいじょうとしているんだよね。それを、与党税調ですか、何かの答申に書いていますよね。これは、いつまでにどうするということのあれですか。分かる範囲で教えてください。

○政府参考人(林崎理君) 地方消費税の清算基準は、地域ごとの消費の実情に即して税収の帰属を決めるというもので、地域ごとの消費をより正し

といふのは、前年度の補正予算と合わせて事実上十五か月予算、こうふうふうこなつております。

当初予算に盛り込む事業を前年度補正に前倒しするなど、当初予算の事業を小さく見せかける粉飾的な手法が常態化している。こう言わなきやなりません。来年度の予算を見ましても、これは、本

来増やすべき社会保障費を一千四百億円圧縮する一方で、防衛費は五年連続で増加させて過去最高。とても国民に目を向けた予算とは言えませんから、我が党とすればこれは反対だということをまず申し上げておきたいと思います。

そこで、今日の本題に入りますが、今回の地主

税法改正で大きな関心を集めたのは配偶者控除、配偶者特別控除の見直しでありました。政府は一億総活躍社会を標榜し、その実現のために女性の生き方、働き方についても見直すとして大変注目を集めたということだったと思いますが、しかし、大山鳴動してネズミ一匹、結論は所期の目標から見ますと極めて不十分なもので、配偶者特別控除についての所得制限が現行の給与所得百十五円から百五十五万円に引き上げられただけだった

わけですね。これでは壁となる所得水準が引き上げられただけで、フルタイム勤務の配偶者の不公平感は置き去りにされたままということです。この点を、大臣、いかがお考えなのか、また、今後の更なる見直しについてもどのようにお考えなのでしょうか。

か、お伺いしたいと思います。
○國務大臣(高市早苗君) 特に就業調整の問題につきましてですが、これはもう配偶者特別控除の導入によって既に税制上の百三万円の壁というものは解消しておりますけれども、ただ、導入

後もやはり百三万円以内にパート収入を抑える傾向がございました。これは配偶者控除の百三万円という水準が企業の配偶者手当の支給基準に採用されていいるということも原因の一つだったと存ります。

配偶者控除などにおいて今回配偶者の収入制限の引上げを行うこととしているんですが、私は、これは働きたい方が就業調整を行うことを意識して

ないで働くことができる環境づくりに寄与するものでありますし、女性活躍の観点からも、それから従業員の就業調整による人手不足の解消の観点からも意義はあると思います。

ただ、委員もまたまだという問題意識をお持ちなんだろうと思いますが、平成二十九年度の与党税制改正大綱におきましても、今回の見直しは個人所得課税改革の第一弾だということで、今後も改革を継続していくとされております。

その方向性としましては、所得再配分機能の回復の観点から、現在、所得控除方式を取つていて基礎控除などの人的控除等における控除方式の見直し、多様な働き方を踏まえた所得の種類に応じた控除と人的控除の在り方の全体としての見直しなどが示されています。

○又市征治君 見直されていくということでありますが、その際、社会保険料や配偶者手当と一緒に見直す必要があるんだと思うんですね。また、所得再配分の観点から、所得課税の抜本改革、人材の控除の改革に向けた道筋をやっぱり示すべきではないか、このように思います。その点は申し上げておきたいと思います。

次に、エコカー減税についてですけれども、これは元々、景気対策、環境対策として时限的に創設されました。しかし、リーマン・ショック時の自動車需要の激減対策ということもあって、環境性能基準の見直しも図られながら現在まで継続されてきたわけですけれども、今回の改正では、対象範囲を絞り込んで二年後の三月三十一日まで延長する、こういうふうにされております。

これまで、エコカー減税の恩恵を受けた新車販売台数に占める割合となると、環境対策というよりも、むしろ車の買換え促進減税、こういう側面が非常に強いのではないかと、まさに自動車産業への支援対策という形に変わつてい

る。そうすると、エコカー減税の名称偽りあり、こうしたことになりはしないのかということですね。

また、自動車に関しては、最近、ドライブレコーダーとか自動ブレーキが注目をされていますけれども、こういうものを装備した車に対する減税などというものをやつてはどうかという声もあるようですが、この点についてはどのようにお考えなのか、伺つておきます。

○政府参考人(林崎理君) お答えいたします。

ます、エコカー減税対象車の割合、これ事務的な話でございますので、私の方からお答えさせていただきます。

平成二十八年度の上半期、四月一九月の新車販売の状況で、先ほど御紹介あつたとおり、八六%がエコカー減税の対象となつておりますけれども、今回の見直し、またその見直しの実施に当たつて、足下の自動車販売への影響に十分配慮して基準の引上げを段階的に行うこととしておりまして、この結果、平成二十八年度上半期の新車販売状況を見直しの後の基準に当てはめると、二十九年度で八二%ですけれども、三十年度は七一%が対象となる、こういう数字になつておるところです。

○大臣政務官(富樫博之君) エコカー減税については、燃費水準が向上する中で、対象範囲の見直しを行わなければ政策インセンティブ機能が低下するという性質を有しております。このことを踏まえ、今回の税制改正に当たつても、足下の自動車販売への影響に十分配慮しつつ、政策インセンティブを強化する観点から、対象範囲を二〇一〇年度燃費基準の下で見直すこととしているといふことがあります。

また、自動車の安全技術の性能向上と普及促進

については、人口減少、高齢化が進む我が国につけて重要な課題と認識をしております。そのた

めの政策手段としては、一般論として、一定の装置の搭載を義務付ける規制、補助金や税制等、様々な選択肢が考えられるが、政策目的に照らして何が適切で効果的かという観点から幅広い検討が必要と考えているところであります。

いずれにせよ、何らかの政策手段を講ずる前提として、自動車の安全技術の性能を評価するための統一的な基準が必要になるものと考えております。まずは、関係省庁において検討が進められるべきものと考えているところであります。

以上です。

○又市征治君 今もありましたけれども、自治体などは、簡単に言えば減税対象を減らすようにしてくれと、こういうことになると、業界や経済産業省なんかは車売れりやいと、こういう格好で、減税分野を増やせと、こういう理屈になつているということなんだと思うんですね。エコカー減税と銘打つ限りは環境対策というこの意味を持たなければ意味はないわけで、そこら辺のところはしっかりと主張してもらいたい、こう思いました。そのことを是非肝に銘じてもらいたい。

た、自動車性能の問題についても、安全性の確保という観点というものをしつかりとやつぱり求めいくということにならないと意味がない。本当に業界援助のための減税措置ということになります。そのことを是非肝に銘じてもらいたい。

さて、先ほどからも出ていますけれども、今年度も一般財源総額は前年度同程度が確保されました。確かに、臨時財政対策債は当初見込みより抑えられましたけれども、この間の新規発行の減少傾向から逆に増加傾向に転ずるということになつていますね。そして、臨財債の特例発行期限も二〇一九年まで延長される。

さつき片山先生がおつしやつたように、初めは三年のものが、どんどんどんどん、もう十七年も続いている、こういう恰好になつてきました。発行済みの臨財債の大きな部分は借換のためであり、事実上地方の立替払が恒久化をしているということが言えるんだろうと思う。地方六団体も、臨財債が増加した点は残念である、こういうふうに言つていますよね。

何度も申し上げますけれども、現場ではこの臨財債の増加に大きな不安、不満が高まつてゐるわけですが、改めて、基本的なこの解消に向けての方策、このことをお示し願いたいと思います。

○政府参考人(黒田武一郎君) 地方の財源不足に對しましては、国と地方の責任分担の明確化、財政の透明化等の観点から、平成十三年度より、特別会計の借り入れに代わりまして、地方負担分につきましては臨時財政対策債の発行により対処してまいりました。この地方の財源不足につきましては、リーマン・ショックに伴う景気後退により平成二十二年度には十八・二兆円までに拡大したものの、近年はアベノミクスの取組の下に税収が回復基調にあることから、當時と比較して縮小しておりますけれども、平成二十九年度においてもなお七・〇兆円もの巨額の財源不足が生じている状況でございます。

このように、地方財政におきまして巨額の財源不足が継続して生じておりますので、臨時財政対策債の発行残高は平成二十九年度末には五十三兆円程度となる見通しであります。地方財政の健全化の観点から大きな課題があると認識しております。このため、臨時財政対策債によつて地方財政の収支構造に大きな問題があります。

歳入面では、アベノミクスの成果を全国各地に行き渡らせ、地方財政等の増を図りますとともに、歳出面では、国の取組と基調を合わせて、めり張りをかけて歳出構造を見直すことによりまして、財源不足の抑制、縮減に努めてまいりたいと

考えております。

○又市征治君 まあ同じ答弁を毎年聞いているわけですねけれども、やはり地方は半信半疑、しっかりとこの地方財政確立の見通しある方策を示せど、こう言つてはいるわけですね。財源がないからどうしようもないというふうにおっしゃるんだろうけれども、それは後ほどまた申し上げたいと思う。

先ほど述べたように、今年度の繰越金がないためにやりくりが大変で、財源確保が繰越金頼みになつていたことを改めて示したわけですねけれども、地方交付税は二〇一三年以来連続して減額になつていて、やりくりが大変だったそういう中で大臣などは大変努力をされたことは承知をしていましたけれども、交付税特会の借入金償還額の後年度への繰延べなどにもこれは現れているというところであります。

地方財政の円滑な運営のためにいろんなやりくりがありますけれども、やはり抜本的な改革、交付税の法定率の引上げはどうあってもやっぱり必要だということあります。矛盾の先送りというのではなくて傷をやつぱり深くするだけだと、こう言わなきやならぬのだと思ふんですね。

来年度の地方交付税総額のうち、国税五税の法定率分は十五兆一千六百億円余となっていて、それともこの額は減額補正された今年度当初比百六十三億円増ですね。政府は民需を中心とした景気回復を見込んでいるようですが、今年のつい先頃、春闘、結果を見ますと、経営側の経済認識とはかなりずれているというふうに言わなきならないのではないか。こんな状況の中で大変な内部留保をため込んでいたのにたった千円とか千五百円程度、こんな格好なわけですね。

来年度の国税五税税収の根拠を改めて伺つておきたいと思います。

○政府参考人(井上裕之君) 根拠でござりますけれども、まず二十八年度の税収補正におきまして、国税五税、地方交付税の原資になつておりますが、二十八年度当初予算に比べて三角一・八兆

円の減でござります。要因は、先ほども申し上げましたけれども、年初に比べて大幅な円高になつたこと等々によるものでございます。

一方で、二十九年につきましては、雇用・所得補正予算をベースとしまして、政府の経済見通しにおける雇用・所得環境の改善等々を反映して見積りをしまして、その結果、国税五税の税収は二十八年度補正後予算から一・八兆円増となる四十九・四兆円としたところでございます。

○又市征治君 今ほども申し上げましたけれども、賃上げはやられているけれどもがくっと落ちている、こういう状況。初めはトランプ大統領誕生によつて何か不透明だつたとかなんとか、いろいろなことを理屈付けられたけれども、やはりこの企業動向から見て、国税が增收になるというの私は甘いのではないか、やつぱり歳入は手堅く見積もるというのは原則だらうということを改めて申し上げておきたいと思います。

そこで、次に、来年度の地方財政計画における一般行政経費は約八千億円の伸びになつておりますけれども、その大半が社会保障関係費の増といふことですね。この中で地方負担の増額分は約四千五百億円で、この部分について一般財源総額の増加分四百十一億円、歳出特別枠減額分のうち一千億円と、公債費等の減額分の一部を活用して捻出をされているということになりますが、この一般財源総額実質同水準という条件の下では、新たに計上された社会保障の充実分三百九十七億円以外は増額できないので、他の経費を削減することになつてはいるんだと思いますが、この認識で間違いないかどうか。また、一般財源総額実質同水準は今後も引き続き維持されねばいけないと思います

けれども、政府が予定する消費税率の一〇%への引上げの影響などを踏まえてどのように考えられているのか伺います。

○政府参考人(黒田武一郎君) 地方の一般財源総額でござりますけれども、これにつきましては、これまでにおいて、二〇一五年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保すると決められております。この実質的に同水準を確保するということに沿いまして毎年の地方財政計画を作つていくことになります。が、その中で、法で定められた経費、それから国の予算に計上された施策、事業につきまして見積もりまして、様々な経費について実行可能であります地方の一般財源総額を確保していくということで整理をいたしております。

それで、この消費税の一〇%への引上げの関係でござりますけれども、この二〇一九年度以降の一般財源総額の在り方につきましては、今度はその時点における今後の地方財源につきましての政府としての基本的な考え方を踏まえて、それぞれに予定される消費税率引上げも踏まえながら、地方団体が必要な行政サービスを提供しつつ安定化されていますけれども、この二〇一九年の年度における地方財政対策において検討するところになると考えておりますが、この二〇一九年の五年間措置することとしております。それから、保育士、介護人材等の処遇改善に係る地方負担につきましては、平成三十三年度までを更に推進するため、まずは平成三十三年度までの五年間措置することとしております。それから、保育士、介護人材等の処遇改善に係る地方負担につきましては、平成二十九年度地方財政計画の歳出に適切に計上することによりまして必要な財源を確保したこところであります。この計上と同様に、平成三十年度以降も引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。

○政府参考人(黒田武一郎君) 御指摘いただきました公共施設等の適正管理の関係についてございますが、この公共施設等適正管理推進事業につけては、今後本格化する老朽化対策等の取組を更に推進するため、まずは平成三十三年度までの五年間措置することとしております。それから、保育士、介護人材等の処遇改善に係る地方負担につきましては、平成二十九年度地方財政計画の歳出に適切に計上することによりまして必要な財源を確保したこところであります。この計上と同様に、平成三十年度以降も引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。

それから、この歳出特別枠の中の地域経済・雇用対策費の算定についてでございます。平成二十八年度は前年度から二千百億円減の二千三百億円、平成二十九年度は前年度から一千億円減の千三百億円としております。平成二十八年度の地域経済・雇用対策費の算定につきましては、地域によって地域経済や雇用環境の状況に差があることを踏まえまして、小規模自治体等の対策の必要度が非常に高い団体における需要額の減少幅を緩和するための算定方法を講じてあるところでござります。

次に、リーマン・ショックによる景気後退を受け、二〇〇九年以降、地財計画に歳出特別枠が計上されてきました。この間、骨太方針二〇一五であるとか、あるいは昨年度の財政審からは廃止の大合唱が沸き起っていますけれども、一念來れども、減額はされたものの、一千九百五十億円が確保されています。他方で、今回、老朽化した

公共施設の延命対策、耐震性の不十分な自治体庁舎の建て替えといった公共施設の管理経費や、一億総活躍社会の実現に向けた取組として保育士、介護職員の処遇改善費が計上されています。

これらの内容は到底一時的な手当てで済むわけではありませんよね。これらの予算措置は今後も継続されていく、そういうふうに判断してよろしいですね。また、歳出特別枠には高い段階補正が適用されてきたわけですから、小規模自治体に傾斜配分されてきています。来年度、歳出特別枠が削減されていますけれども、小規模自治体への配慮というのほどのようになされているのが、この二点、伺います。

○政府参考人(黒田武一郎君) 御指摘いただきました公共施設等の適正管理の関係についてでございますが、この公共施設等適正管理推進事業につけては、今後本格化する老朽化対策等の取組を更に推進するため、まずは平成三十三年度までの五年間措置することとしております。それから、保育士、介護人材等の処遇改善に係る地方負担につきましては、平成二十九年度地方財政計画の歳出に適切に計上することによりまして必要な財源を確保したこところであります。この計上と同様に、平成三十年度以降も引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。

それから、この歳出特別枠の中の地域経済・雇用対策費の算定についてでございます。平成二十八年度は前年度から二千百億円減の二千三百億円、平成二十九年度は前年度から一千億円減の千三百億円としております。平成二十八年度の地域経済・雇用対策費の算定につきましては、地域によって地域経済や雇用環境の状況に差があることを踏まえまして、小規模自治体等の対策の必要度が非常に高い団体における需要額の減少幅を緩和するための算定方法を講じてあるところでござります。

平成二十九年度におきましても、平成二十八年度の措置を踏まえながら、小規模自治体における財政運営に支障が生じないように適切に算定して

まいりたいと考えております。

○又市征治君 次の質問でも触れますけれども、小規模の自治体にあつては、同じ予算を投入しても成果が上がらない、そういう自治体があることも事実であります。それらに対する配慮といふのは是非しっかりとやつていただきようの要請をしておきたいと思うんです。

次に、まち・ひと・しごと創生事業費の地方交付税の算定方式についてお聞きをしたいと思ってます。

来年度も地域の元気創造事業費三千九百億円程度を、人口を基本としつつも、各自治体の行革努力や地域経済活性化の成果を反映させるとしています。さらに、来年度から算定割合の比重を三年掛けて、行革努力分から地域経済活性化分つまり成果へ移行するということにされていくようになります。

また、人口減少特別対策事業費六千億円程度の配分割合も、これも三年掛けて取組の必要度から取組の成果へとシフトされている。そもそも努力あるいは必要性について客観的な手法が可能かどうか、大変私は疑問だと思うんですね。必要度あるいは成果の指標をどのようなものとする考えなのか、改めてこの点伺います。

○国務大臣(高市早苗君) まず、地域の元気創造事業費の算定でございますけれども、地域経済活性化に取り組むための財政需要について、人口を基本とした上で各地方団体の行革努力や地域経済活性化の取組を反映しております。これは、各地方団体が行革により捻出した財源を活用して地域経済活性化の取組を行っていると考えられるなど、地域経済活性化に積極的に取り組んで成果を上げられた団体では全国標準以上の経費が生じていると考えられることを踏まえ、全国的か

つ客観的な統計データが存在する指標を用いて各地方団体の取組を多面的に反映しております。

それから、人口減少等特別対策事業費でござりますが、算定に用いている指標としては、これも全國的かつ客観的な指標で地方団体ごとのデータが存在する指標として人口増減率、転入者人口比率、転出者人口比率、年少者人口比率、若年者就業率、女性就業率などを用いております。これは、全国各地で取り組んでおられる人口減少対策の様々な取組についてその財政需要に関連すると考えられる客観的な指標を幅広く用いておりまして、適切に財政需要を算定していると考えております。

○又市征治君 全国自治体、規模も違えば地域も違う、一体全体もう山合いのちつちつな町村などというものに成果をどう求めるかおっしゃるのか。まさにそこの役場そのものがその地域の最大の企業、そういうところが幾つもあるということは十分御承知なわけですが、そういう意味で、それがのところでそれなりの努力をしている、そんなのを指標化できる私ははずがないと思うんですね。

それはそれで、もう総務省は行革努力をしようと締め付けてやつてきた結果をおっしゃっているような気がするんですけども、また、それぞれの自治体が置かれている事情、条件が違うわけですから、本当にその点はしっかりと配慮をすべきだということを重ねて強く申し上げておきたいと思います。

今更言うまでもないことですが、自治体は多様な条件の下に置かれておって、人口減少問題を取つても、その解決のための手段、方法には多くの選択肢がある地域と、今申し上げたように全く山間の、山合いの小さなところ、どういう道もあるけれども、今申し上げたような本当に全く山間の、山合いの小さなところ、どうしろというのか。これは全く条件が違う、人口は同じかもしらぬけれども。

そういう違いついうものがあるわけでありまして、地方六団体も条件の不利な自治体への配慮を求めているわけですが、この点の配慮をどのように考えるのか、お伺いします。

○政府参考人(黒田武一郎君) この人口減少等特別対策事業費の算定におきましては、特にこの条件不利地域については配慮する算定をしていく必要があります。この配慮の具体的な内容につきましては、財政力が低く、過疎法や離島振興法といった条件不利地域に係る法律の対象となつてゐる団体などに対しまして算定額の割増しを行うこととしております。

それから、全国一律で比較することについて御指摘もございました。この成果の反映に際しましては、これまで全国の平均的な改善度合いと比較してまいりましたが、指標によりましては政令市及び中核市、都市、町村といった区分ごとに改善度合いを比較する方が算定上妥当というのもござりますので、これらの仕組みについても導入することとしております。

○又市征治君 最後に、トッププランナー方式について、先ほど山下さんも触れられましたが、になつてからは、これはかなり野党側からいろいろと意見が出ています。

昨年度から、多くの自治体で取り組んでいる民間委託等による業務改革を交付税の基準財政需要の算定に反映させるトッププランナー方式というものが導入をされた。つまり民間委託を導入するためのトッププランナー方式、こう言い換えていいんだけうと思う。これは地方自治へのむしろ私は総務省からの介入だと言わなきやならぬと思うんですね。これは前にも申し上げてきました。「国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。」これはもう交付税法に書かれている

わけでありまして、そういう意味で、この基本原則にもとるということを申し上げてきました。地方六団体も条件の不利な自治体への配慮を求めているわけですが、この点の配慮をどのように考えるのか、お伺いします。

○政府参考人(黒田武一郎君) この人口減少等特別対策事業費の算定においては、特にこの条件不利地域については配慮する算定をしていく必要があります。この配慮の具体的な内容につきましては、財政力が低く、過疎法や離島振興法といった条件不利地域に係る法律の対象となつてゐる団体などに対しまして算定額の割増しを行うこととしております。この配慮の具体的な内容につきましては、財政力が低く、過疎法や離島振興法といった条件不利地域に係る法律の対象となつてゐる団体などに対しまして算定額の割増しを行うこととしております。

それから、全国一律で比較することについて御指摘もございました。この成果の反映に際しましては、これまで全国の平均的な改善度合いと比較してまいりましたが、指標によりましては政令市及び中核市、都市、町村といった区分ごとに改善度合いを比較する方が算定上妥当というのもござりますので、これらの仕組みについても導入することとしております。

○又市征治君 最後に、トッププランナー方式について、先ほど山下さんも触れられましたが、になつてからは、これはかなり野党側からいろいろと意見が出ています。

昨年度から、多くの自治体で取り組んでいる民間委託等による業務改革を交付税の基準財政需要の算定に反映させるトッププランナー方式というものが導入をされた。つまり民間委託を導入するためのトッププランナー方式、こう言い換えていいんだけうと思う。これは地方自治へのむしろ私は総務省からの介入だと言わなきやならぬと思うんですね。これは前にも申し上げてきました。「国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。」これはもう交付税法に書かれている

○國務大臣(高市早苗君) 一般論で申し上げますと、地方財政計画は、地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障するなどの役割を持つものでございます。標準的な歳出水準の低下が見込まれる場合には適切に歳出に反映すべきでございます。

しかしながら、今回のトッププランナー方式の導入に関しましては、現在取り組まれているクラウド化の推進などの業務改革の進捗に伴つて地方財政計画において一定の歳出効率化効果が見込まれるが、これは地方団体の改革努力により生み出されるものであるということ、現下の地方財政においては別途公共施設等の適正管理などの緊急の政策課題などがあり、これらに対応するための財源が必要であることを踏まえますと、地方財政計画の歳出を単に削減することは適当ではないと考えております。

非常に厳しい財政状況の中で、歳出の効率化を

図るとともに喫緊の政策課題などに対しても歳出を重点的に確保するということで、めり張りを利かせた歳出の重點化、効率化を行うということで全体として必要な財源を確保することにしております。平成二十九年度の地方財政計画においても、今申し上げましたような考え方の下、所要の経費を適切に歳出に計上することによって、地方の一般財源総額について前年度を〇・四兆円上回る六十二・一兆円を確保いたしました。

○又市征治君 いざれにしましても、交付税の交付に当たっては、条件を付け、またその用途を制限してはならないという交付税法の基本原則、これをゆがめる方策であることは間違いないわけで、これからも具体的な事例を挙げてこの点は指摘をしていきたいと、このように思っています。

そこで、最後に、ずっと議論をしてきて、やはり、財源がない財源がない、国もそうだ、地方もそうだと、こうおっしゃっているわけですが、私はこれまで予算委員会あるいは決算委員会などでも何度もそのことは申し上げてきたんですけれども、振り返ってみれば、三十年、四十年前から

比べると法人税の税率は半分ですよね。かつて四三%ぐらいあった、三十年、四十年前は。それが

今は二三%ぐらいでしょう、実効税率はもう少し

上がりますけれども。一方で、また所得税の最高

税率、最高は七〇%あった、あるいは六五%あつたと。どんどん下げてきて四〇%にまで下げて、

これを今我々もやかましく言つてきましたから、

今四五%になつた。そういうしていらっしゃるうちに消費

税がどんどん伸びてきて、今や、税収の最大税目が

消費税、こんな格好になつてゐる。それで金がない

金がないと、こう言つてゐる。だから、例え

ば、G20この間ありましたけれども、G20などを

なぜやつてゐるのかと、麻生大臣にも申し上げま

した。そういうところで、法人税は、少なくとも

例えば四〇%なり、三〇%でもいいですけれど

も、その線でみんなそろえようよといふことを国

際協調する、そのことを積極的に言つていくべき

ではないかと。

その一方で、法人税はどんどん下げてきたけれども、いや、それは国際競争に勝つためなんだからと、こう言つてきた。だけど、今企業の内部留保は三百九十兆円、現預金だけでも二百兆円を優に超えている。だから、私は、企業の社会的責任

ということを言つながら、この外形標準とみなして、少なくともこれに対し一%や二%の企業の

社会貢献として課税を検討すべきだ、もうその時期に來てはいるんではないかということを申し上げた。

金がない金がないと言つてゐるだけで、あち

こち取り合ひしてゐるだけじゃ駄目なんであつて、そのことについても本格的にやはり議論を政

府の中でもう一つほし、総務大臣にもそのことを

是非求めたい。

是非、そういう格好の中で、この交付税率の引

上げといふことも実現するように御努力いただく

ことを重ねて申し上げて、今日の質問を終わりた

いと思います。

○委員長(横山信一君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時四十六分散会

平成二十九年四月十一日印刷

平成二十九年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K